

基本目標 3

安全で快適なうるおいのあるまちづくり

3-1

計画的なまちづくりの展開

■北区基本構想

地域がそれぞれの個性を生かして、安全で快適に暮らせる、うるおいのある都市空間を形成するため、区は、区民とともに地域の特性を生かした計画的なまちづくりを推進します。

■基本方針

(1) 適正な土地利用への誘導

地域の個性やコミュニティを生かした計画的なまちづくりを推進することで、適正な土地利用を誘導します。

(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり

行政や町会・自治会、まちづくり協議会等の多様な地域活動団体が責任や役割を理解したうえで、連携し一体となったまちづくりを進めます。また、事業と地域の特性を適切にとらえ、区民がまちづくりに参画できるしくみづくりや、地域への関心を高める機会の提供に積極的に取り組みます。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・住民、事業者等による主体的な取組みを行う。
- ・町会・自治会等は地域住民等の意見の把握に努める。
- ・各事業進捗に伴い発生する課題について地域で共有する。
- ・N P O等は地域活動を地域住民へ積極的に発信し、新たな参加者を呼び起す。
- ・事業活動が地域社会に与える影響に配慮し、事業者はまちづくりに対する役割を理解するとともに、まちづくりを通じて地域社会に貢献する。

区（行政）の役割

- ・公共施設や生活利便施設の適切な配置を図るとともに、土地の適正な利用を誘導する。
- ・区民や事業者に対して情報提供や意見聴取を行い、計画への参画を図る。
- ・計画の誘導を図り、望ましい土地利用の実現をめざす。
- ・住民が地域の課題に理解や関心を深めまちづくりに参画できるよう、住民の視点に立った効果的な情報発信の方法や説明機会を提供する。

■現状と課題

- 区としてめざすべき将来都市像の実現に向け、計画的なまちづくりを推進する必要があります。
- 大規模敷地の土地利用転換にあたっては、道路、公園等の公共施設や生活利便施設の適切な配置が求められています。
- 住民協議会等に参画する区民が固定化するなど、地域コミュニティに対する意識の希薄化や、価値観の多様化により、まちづくりにおいては丁寧な説明による合意形成が求められています。
- 市街地再開発事業をはじめとした各事業の一層の進展に伴い、地域の人口・世帯構成の変化が予想されることから、地域コミュニティの形成等、地域特性に応じて将来にわたり持続可能なまちづくりを進める必要があります。

■施策の方向

(1) 適正な土地利用への誘導

①適正な土地利用への誘導

- ❖ 地域の特性を生かした適正な土地利用を誘導するとともに、地域コミュニティに配慮した計画的なまちづくりを推進します。

②大規模敷地の有効活用

- ❖ 従前の土地利用、周辺環境、地域の課題に配慮しながら、事業者との協議・連携により周辺市街地の環境向上を図ります。

(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり

①協働型のまちづくりの推進

- ❖ 行政や町会・自治会、まちづくり協議会、事業者等の多様な主体が、それぞれの役割と責任を相互に理解し、信頼関係を築きつつ合意形成を図り、よりよいまちづくりを推進します。

②地域特性に応じた拠点の整備

- ❖ 地域特性、事業特性を的確に理解した上で、地域住民が将来にわたり住み慣れた地域で生活し、一方で区外からの来街者を呼び込み、地域活性化につながるまちづくりを進めます。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
新たに地区計画を定めた区域数	—	8 地区	

出典：区調査（事業実績）

【057】駅周辺まちづくりの整備促進

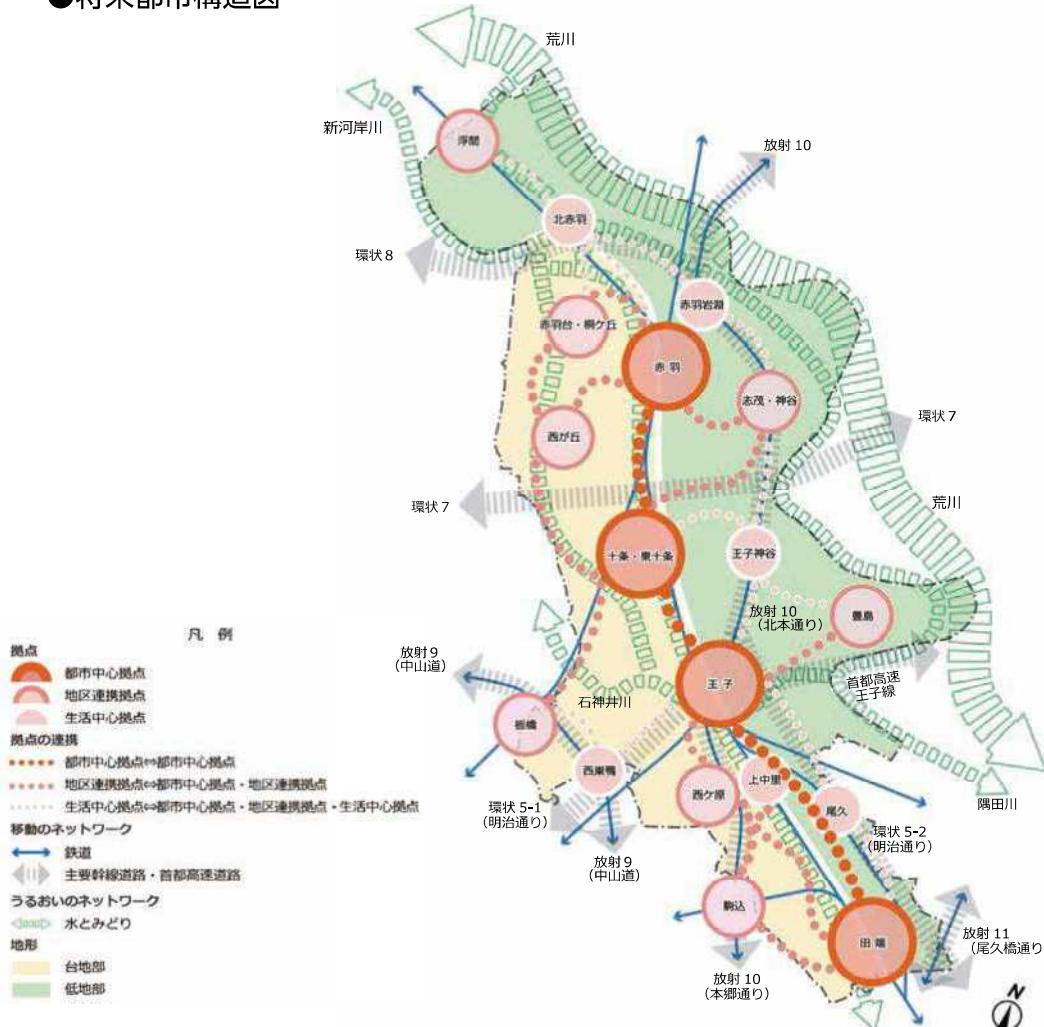
赤羽、王子、十条・東十条、田端駅等周辺について、各拠点の地域特性に応じた機能集積を促進するとともに、北区内、各地域内での拠点機能の相互連携を促進し、「地域の拠点」「生活の中心地」として整備する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (2~6年度)	後期 (7~11年度)
促進	促進	促進	促進	促進
(内訳) 赤羽駅周辺	促進	促進	<ul style="list-style-type: none"> 赤羽駅周辺のまちづくりの促進 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進（前期） 都市防災不燃化促進事業 都市計画道路新設・拡幅整備（区画街路3号線） 鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター・ホームドア） 総合的な駐輪対策の推進（自転車駐車場の整備） （仮称）赤羽台のもり公園の整備（前期） 都市計画道路新設・拡幅整備（補助243号線）（後期）など 	
王子駅周辺	促進	促進	<ul style="list-style-type: none"> 王子駅周辺のまちづくりの促進 （仮称）旧北王子支線跡地遊歩道の整備（前期） 鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター） 飛鳥山公園の魅力向上事業 名主の滝公園の再生整備（前期）など 	
十条・東十条駅周辺	促進	促進	<ul style="list-style-type: none"> 十条駅周辺のまちづくりの促進 東十条駅周辺のまちづくりの促進 都市防災不燃化促進事業 防災まちづくり事業の推進 都市計画道路新設・拡幅整備（鉄道付属街路第1～6号線） 橋梁整備（十条跨線橋） 鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター・ホームドア） 駅周辺へのエレベーター等の設置（東十条駅周辺）など 	
田端駅周辺	促進	促進	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道駅エレベーター等整備事業（エレベーター） 鉄道駅エレベーター等整備事業（ホームドア）（前期） 駅周辺へのエレベーター等の設置（田端駅周辺）（前期）など 	

上中里駅周辺	促進	促進	・鉄道駅エレベーター等整備事業 (ホームドア) (前期) ・一人暮らし高齢者住宅建設事業 (栄町)など
駒込駅周辺	促進	促進	・自転車駐車場の新設 などを検討
板橋駅周辺	促進	促進	・板橋駅周辺のまちづくりの促進 ・鉄道駅エレベーター等整備事業 (ホームドア) など
浮間舟渡駅周辺	促進	促進	・浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進 ・鉄道駅エレベーター等整備事業 (ホームドア) など
北赤羽駅周辺	促進	促進	・鉄道駅エレベーター等整備事業 (エレベーター) (前期) ・鉄道駅エレベーター等整備事業 (ホームドア) ・区営住宅の建替え など
尾久駅周辺	促進	促進	・鉄道駅エレベーター等整備事業 (エレベーター・ホームドア) ・トイレリフレッシュ事業 (前期) など
		事業費 (百万円)	※ 事業費は、各計画事業等で計上している。

●将来都市構造図



【058】王子駅周辺のまちづくりの促進

王子駅周辺まちづくりグランドデザインに定めるまちの将来像実現のため、新庁舎、JR 王子駅中央口周辺、飛鳥山公園エリアを中心とした駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
促 進	促 進	促 進	促 進	促 進
(内訳) 新庁舎建設開始・ 基盤整備着手	計画検討・ 関係事業者協議	新庁舎建設開始・ 基盤整備着手	基盤整備検討	新庁舎建設開始・ 基盤整備着手
	事業費(百万円)	863	863	—

※新庁舎建設に係る経費は、【106】新庁舎の整備に計上している。

【059】赤羽駅周辺のまちづくりの促進

大規模商業施設と商店街が共存する赤羽駅東口地区において、まちづくり協議会の活動支援を行うとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図ることにより、一層のにぎわい創出や生活利便性の向上、災害に強いまちづくりを進めるため、民間主体による市街地再開発事業を促進する。また、まちづくりの推進に合わせて、更新時期を迎えた駅周辺の公共施設のあり方についても検討する。

所管部：政策経営部・まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
促 進	促 進	促 進	促進・完了	促 進
(内訳) まちづくり協議会	促 進	促 進	促 進	促 進
市街地再開発事業	促 進	促 進	促進・完了	促 進
周辺公共施設のあり方	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	5,773	5,757	17

【060】十条駅周辺のまちづくりの促進

十条地区まちづくり基本構想をもとに、民間活力を利用した市街地再開発事業や十条駅付近連続立体交差事業を進め、土地の有効利用や防災性の向上、交通機能の向上等を図る。

また、再開発ビル内に、3つのコンセプト（Sports、University、Activity）をキーワードに新たなホテルや十条らしい「にぎわいの拠点」となるような公益施設を整備する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
促 進	促 進	促 進	促 進	促 進
(内訳) 十条駅西口地区 市街地再開発事業	促 進	促 進	完 了	
十条駅付近 連続立体交差事業	促 進	促 進	促 進	促 進
	事業費(百万円)	17,188	17,188	—

【061】東十条駅周辺のまちづくりの促進

東十条駅周辺について、老朽化した十条跨線橋の架替えにあわせて、地蔵坂の改修工事及び駅周辺のバリアフリー化を実施し、「都市中心拠点」の形成と駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
促 進	促 進	促 進	促 進	促 進
	事業費(百万円)	—	—	—

※ 関連して実施する事業として、【081】橋梁整備（十条跨線橋）、【083】駅周辺へのエレベーター等の設置（東十条駅周辺）がある。

【062】板橋駅周辺のまちづくりの促進

板橋駅周辺について、一体的なバリアフリー化及び利便性の向上を図ることで、生活利便施設の集積・集約の誘導等を進め、「地区連携拠点」の形成や駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
促 進	促 進	促 進	促 進	促 進
(内訳) 駅前広場整備	協 議	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	72	72	—

【063】浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進

浮間舟渡駅周辺について、学校施設跡地の利活用や駅前広場空間の整備を一体的に実施することで、「地区連携拠点」の形成や駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：政策経営部・まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
促 進	促 進	促 進	促 進	促 進
(内訳) 旧西浮間小学校跡地 の利活用	検 討	推 進	推 進	
アクセス道路の整備・エレベーター設置	検 討	検 討	検 討	
駅前広場空間の整備	検 討	検 討	検 討	
	事業費(百万円)	289	289	—

【064】赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進

UR都市機構赤羽台団地の建替え計画にあわせ、周辺の道路・公園等の公共施設の整備を行い、都市機能の更新や市街地環境の改善、良質な都市型住宅の供給を推進する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (2~6年度)	後期 (7~11年度)
完了	推進	完了	完了	
(内訳) 完了	推進	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)赤羽台のもり公園の整備 ・都市計画道路新設・拡幅整備(区画街路3号線) ・自転車駐車場の整備 ・大坂口付近におけるバリアフリー化等を含めたアクセス性の向上 	
	事業費(百万円)	20	20	

※(仮称)赤羽台のもり公園の整備は【094】(仮称)赤羽台のもり公園の整備、区画街路3号線の整備は【077】都市計画道路新設・拡幅整備で計上している。

■施策体系図：計画的なまちづくりの展開

基本施策		計画事業
	単位施策	
	施策の方向	
(1) 適正な土地利用への誘導	①適正な土地利用への誘導 適正な土地利用の誘導 政策的な土地利用の誘導 快適な住宅地の形成 活気ある複合市街地の形成 工業地の適正な土地利用 防災上の課題解決のための土地利用の誘導 大規模住宅団地建替え時的一体的な土地利用の誘導 民間事業者の開発規制、誘導のしくみづくり ②大規模敷地の有効活用 大規模敷地の望ましい土地利用の誘導	(要請) 国有地等の望ましい土地利用の実現
(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり	①協働型のまちづくりの推進 各種まちづくり情報の提供 区民参画のしくみづくり まちづくり活動の支援 地域特性に応じたまちづくりの推進 ②地域特性に応じた拠点の整備 「都市中心拠点」の整備促進 「地区連携拠点」の整備促進 「生活中心拠点」の整備促進	【057】駅周辺まちづくりの整備促進 【058】王子駅周辺のまちづくりの促進 【059】赤羽駅周辺のまちづくりの促進 【060】十条駅周辺のまちづくりの促進 【061】東十条駅周辺のまちづくりの促進 【062】板橋駅周辺のまちづくりの促進 【063】浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進 【064】赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進 再掲 106 新庁舎の整備

3-2 安全で災害に強いまちづくり

■北区基本構想

都市基盤の安全性を高めるため、計画的な防災まちづくりを推進するとともに、防災体制を充実します。また、区民の「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という意識を高め、区は、区民、企業、関係機関と一体となって、防災に対する取り組みを推進し、災害に強いまちをめざします。

さらに、犯罪や交通事故などの不安がなく、安心して暮らすことのできるまちをめざします。

■基本方針

(1) 防災まちづくり

切迫する首都直下地震等に備え、地震・風水害に強い安全安心なまちづくりを一層推進するため、国や東京都と連携・協力を図りながら、都市施設の整備等を推進し、防災まちづくりを一層推進します。

(2) 防災体制の整備・充実

近年、気候変動等による想定外の災害が全国で多発していることから、各災害における他自治体の対応や事例を研究していくながら、北区の地域特性を踏まえた新たな防災・減災対策を講じます。

(3) 地域防災力の向上

これまでの防災事業を継続していくとともに、過去に被災した他自治体の取組み事例を教訓しながらそのノウハウ等を取り入れます。また、区民の理解と協力のもと、民間事業者等を含めた協働により、自助、共助、公助の原点に立ち返り、平常時より緊急事態を想定した対応をします。

(4) 交通安全対策の推進

区内3警察署及び3交通安全協会と連携して交通安全教室や交通安全啓発事業を実施していくとともに、安全で快適な歩行者空間を確保します。

(5) 地域防犯活動の充実

子どもや高齢者の防犯意識の向上及び地域防犯活動を促進します。また、地域における安全・安心な防犯環境の整備と地域防犯力の向上を図ります。

防災都市づくりのイメージ



出典：東京都防災都市づくり推進計画

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- 日々から防災に対する意識を高めておく。
- 建築物の不燃化・耐震化を行う。
- 事業者は、関係機関との連携を強化するとともに、帰宅困難者対策への協力を行う。
- 医師会と災害拠点病院等は、連携による医療態勢の確立に努める。
- 災害時には、災害情報及び避難情報の収集、避難所における自主的活動、避難所運営、応急対策事業を実施する。
- 交通事業者や企業、区民は、交通安全教育及び啓発活動等への参加に努める。
- 事業者は、警察と連携してキャンペーンやボランティアパトロール等を実施する。
- 町会・自治会や商店街は、防犯カメラ等の設置・運営を行う。

区（行政）の役割

- 防災まちづくりの効果等の事前明示及び事後報告（見える化）を行う。
- 住民参画機会の提供や活動支援を行う。
- 建築物の不燃化・耐震化の促進を図る。
- 各地域の災害に関する危険度について周知を図る。
- 災害時に適切な避難行動がとれるよう支援を行う。
- 事業者との災害時協定の締結、災害対策本部の機能強化を図る。
- 震災訓練の実施や自主防災組織への支援、防災拠点の整備等により、防災力の向上を図る。
- 交通安全施策を実施する。
- 防犯活動に対する補助金の交付や広報啓発活動を実施することにより、地域の防犯力の向上を図る。

■現状と課題

○国や東京都の防災対策に係わるその都度の新たな取組みに即応するとともに、東京都が予定する「防災都市づくり推進計画」の改定等に合わせ、引き続き、著しく危険とされる地域をはじめ木造住宅密集地域の解消等を、地域住民の理解を得ながら推進する必要があります。

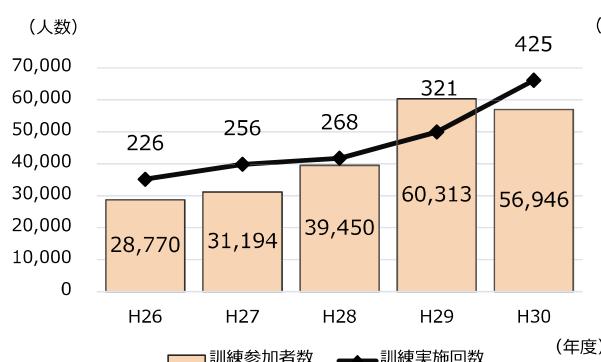
○国は、事前防災・減災、その他迅速な復旧復興に資する国土強靭化に向けた取組みを進めています。区においても、より一層の防災・減災対策を総合的かつ計画的に実施し、強靭な地域をつくりあげるために、東京都等との連携のもと、国土強靭化に向けた取組みが求められます。

○温暖化に伴う局地的な豪雨の発生件数が増加しており、西日本豪雨のように予想を遥かに上回る長期的集

中豪雨の都市部での発生を想定する必要があります。また、集中豪雨に備えた施設整備を行う必要があります。

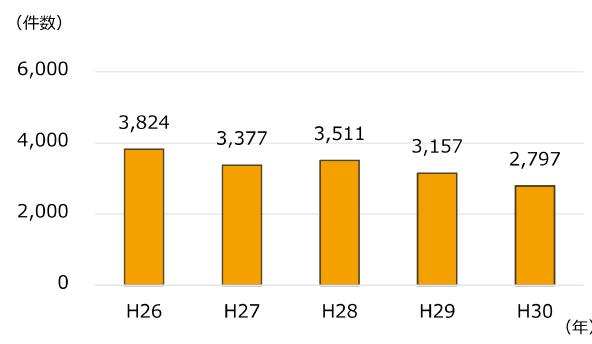
- 平成 29 (2017) 年度に実施した北区がけ・擁壁等抽出調査により机上抽出した結果、高さ 2 メートル以上、かつ傾斜度 30 度以上のがけ・擁壁等は区内に約 3,500 力所あることが判明しました。また、平成 30 (2018) 年 5 月に東京都から新たに指定を受けた土砂災害（特別）警戒区域における対応を含め、土砂災害を未然に防ぐための取組みが求められています。
- 危機管理機能を強化していくため災害対策本部の立ち上げに関する実働訓練を行う必要があります。また、今後増加傾向にある外国人に対する対応を行う必要があります。さらに、新庁舎建設に際して、新たな防災拠点としての施設整備が求められています。
- 記録的な大雨、局地的な集中豪雨や台風、土砂災害、竜巻等過去に経験したことのない災害が頻発しており、それらを教訓に地域特性に応じた復旧・復興体制の整備・充実を行う必要があります。また、避難所における被災者のニーズに対応した物資確保及び生活用水を確保する必要があります。
- 災害は地域全体の課題であるため、自主防災組織だけでなく、地域の様々な団体が連携した取組みを行う必要があります。
- 北区民意識・意向調査（平成 30 (2018) 年度）では、「防災対策の充実」の重要度が高く、区民の防災への意識が高いため、こうした防災意識を平常時も保ち、災害時に的確な行動がとれるようにする必要があります。
- 装備の充実を図るなど、自主防災組織の活動を支援していくとともに、自主防災組織の装備が有事の際、有効に機能するよう保守点検を含め適切な管理運用を呼びかけていく必要があります。また、自主防災組織の高齢化に伴う地域の担い手が減少しているため、地域の防災リーダーを育成する必要がありますが、少子化により地域の防災の担い手になりえる若年層が減少していくことが懸念されます。さらに、避難行動要支援者（災害発生時の避難等に特に支援を要する方）や今後増加傾向にある外国人への取組みを推進する必要があります。
- 高齢者の交通事故の割合が増加しており、加害者になる割合も増加しています。また、自転車の交通事故の割合は減少していますが、自転車が加害者になる割合は増加しています。交通事故は、自己過信、モラル低下等の交通安全意識の薄れや、身体能力・判断能力の低下により発生リスクが高まるため、引き続き、意識づけを行う必要があります。
- 道路上の不法占有物や放置自転車が後を絶たないという課題があります。
- 区内刑法犯認知件数は全体として減少傾向にありますが、特殊詐欺や不審者声掛け事案は増加傾向にあり、犯罪の手口は複雑で巧妙になっているため、広報啓発活動をさらに拡充する必要があります。
- 危機管理事案への対応は事態ごとに地域的にも時間的にも多様であり、様々なケースを想定してそれらの様相に応ずる的確な計画を策定しておくことが重要です。

防災訓練の実施状況



出典：防災課資料（防災訓練通知書により作成）

区内刑法犯認知件数の推移



出典：警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」

■施策の方向

(1) 防災まちづくり

①都市の防災機能の向上

- ❖ 首都直下地震に備え、道路・公園等をはじめとする公共施設を整備するとともに、木造住宅密集地域を中心に建築物の不燃化、耐震化を促進するなど、燃え広がらない・燃えないまちの実現をめざします。

②治水対策等の推進

- ❖ 国や東京都等の関係機関と連携し、治水対策を実施します。また、自主避難等の住民の自助力向上を促進します。

③土砂災害対策の推進

- ❖ 危険性のあるかけ擁壁等については所有者等に補強や改善を促すなど、安全性の向上に向けた意識啓発を図ります。
- ❖ 土砂災害ハザードマップ等により、土砂災害（特別）警戒区域や、土砂災害に関わる避難所、避難経路の周知を図ります。

(2) 防災体制の整備・充実

①予防・応急体制の整備・充実

- ❖ ハード面では、災害による被害を最小限にするための減災の観点から防災設備や区有施設の安全対策を進めるとともに、通信手段や給水等のライフラインの確保を行います。
- ❖ ソフト面では、訓練等の体制強化や外国人を含む要配慮者向けの対応を行います。
- ❖ 被災者対策、帰宅困難者対策等の応急体制を整備します。

②復旧・復興体制の整備・充実

- ❖ 災害対策に関する計画や体制、他の自治体等からの受援（応援の受け入れ）体制等について、区の実情に沿った実効性の高いものにしていきます。
- ❖ 早期に的確な復興を実現するため、防災まちづくり事業の進捗を踏まえ、災害の状況に応じた復興準備体制の構築に取り組みます。

(3) 地域防災力の向上

①災害時に備えた地域のきずなづくり

- ❖ 地域防災力を高めるため、地区防災運営協議会※を中心に地域の防災意識や結束力の向上を図ることにより、災害時における迅速な協力体制を構築します。

②防災意識の向上

- ❖ 防災訓練、中学生防災教室、防災教室及び防災センター事業等を通じて、防災事業に対する理解と協力を得ながら、防災意識の維持・向上を図ります。

③防災行動力の向上

- ❖ 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の育成や装備の充実を図ります。
- ❖ 区内事業者へ従業員の施設内待機、備蓄の確保、地域貢献活動等を求めるとともに、東京都や鉄道

事業者と連携して帰宅困難者対策を促進します。

⌚ 避難行動要支援者や外国人への対策を講じます。

⌚ 高校・大学等教育機関と協定を結び、避難所開設及び避難場所提供等防災分野における地域貢献事業の推進に向け連携します。

※ 地区防災運営協議会：区内19連合町会単位に組織された地区防災会議を拡大強化するため地域の防災関係団体（警察・消防・医療機関等）を加えた会議体。

(4) 交通安全対策の推進

①交通安全教育の充実

⌚ 高齢運転者向けの交通安全教育及び講習会を充実します。

⌚ 交通事故を無くしていくために、区民一人ひとりの交通安全に対する意識の向上を図ります。

②安全な歩行者空間の確保

⌚ 路上の放置自転車や不法占有物を撤去し安全な歩行者空間を確保します。

⌚ 都市計画道路等の広幅員の道路を中心に、歩道のバリアフリー化や拡幅、無電柱化を行い、安全で快適な歩行者空間を確保します。

(5) 地域防犯活動の充実

①地域防犯活動の充実

⌚ 高齢者や子どもに対する広報啓発活動を実施します。

⌚ 町会・自治会等による防犯カメラの設置・運営の促進や支援を行います。

②危機管理体制の整備

⌚ 平常時においては緊急事態発生に備えた危機管理体制の構築やしくみづくり、関係機関との連絡調整、職員の意識づくり等、危機管理全般に関する総合調整や体制整備等を行います。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現状 (元年度)	中間 (6年度)	最終 (11年度)
①不燃領域率	55.0 %	62.5 %	70.0 %
②防災対策に関する満足度	19.4 %	25.0 %	30.0 %
③防犯対策に関する満足度	17.5 %	25.0 %	30.0 %

出典：①区調査（事業実績）、②③北区民意識・意向調査

【065】都市防災不燃化促進事業

大震災時の火災から区民の生命・財産を守るため、避難路、避難場所もしくは延焼遮断帯周辺を不燃化促進地区に指定し、一定の基準に適合する耐火建築物の建築費を一部助成することで、沿道の不燃化を向上させる。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前　期 (2～6年度)	後　期 (7～11年度)
6路線完了 2路線推進 1地区完了	6路線推進 1地区推進	6路線完了 2路線推進 1地区完了	1路線完了 7路線推進 1地区推進	5路線完了 2路線推進 1地区完了
(内訳) 補助83号線地区 (南) (岩槻街道)	推進	完了	完了	
補助86号線地区 (志茂) 特定整備路線	推進	完了	推進	完了
補助86号線地区 (赤羽西) 特定整備路線	推進	完了	推進	完了
地区防災道路 志茂地区	推進	完了	推進	完了
補助81号線地区 (西ヶ原) 特定整備路線	推進	完了	推進	完了
補助83号線地区 (北) (岩槻街道)	推進	完了	推進	完了
補助73号線地区 (十条駅西) 特定整備路線	推進	完了	推進	完了
補助86号線地区 (赤羽南)	検討	推進	推進	推進
補助85号線地区 (十条)	検討	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	1,146	846	300

【066】防災まちづくり事業の推進

東京都防災都市づくり推進計画の中で、地域危険度が高く、かつ特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大規模な被害が想定されるとして「整備地域」に指定された地区などについて、防災広場等の整備や避難路となる道路の拡幅を推進するなど、防災性の向上を図る。

また、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域のうち特に重点的・集中的に改善を図る地区については、都と区が連携して従来よりも踏み込んだ整備を行うとともに、共同建替え等を促し、不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (2~6年度)	後期 (7~11年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 密集 2地区完了 4地区推進	5地区推進	2地区完了 4地区推進	6地区推進	2地区完了 4地区推進
十条駅東地区	推進	推進	推進	推進
西ヶ原地区	推進	完了	推進	完了
志茂地区	推進	完了	推進	完了
十条北地区	推進	推進	推進	推進
十条駅西地区	推進	推進	推進	推進
岩淵地区	検討	推進	推進	推進
防災街区整備 2力所完了	2力所推進	2力所完了	2力所完了	
志茂	推進	完了	完了	
上十条	推進	完了	完了	
不燃化推進特定整備 4地区完了	4地区推進	4地区完了	4地区推進	4地区完了
志茂地区	推進	完了	推進	完了
補助81号線 地区	推進	完了	推進	完了
赤羽西補助86号 線地区	推進	完了	推進	完了
十条駅周辺地区	推進	完了	推進	完了
	事業費(百万円)	13,172	7,876	5,296

【067】木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業

地震等における木造建築物の倒壊を防ぎ、人命の安全を確保するため、耐震改修及び建替えについて助成し、耐震性の向上を図る。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 改修助成 794 件	374 件	420 件	210 件	210 件
建替え助成 301 件	151 件	150 件	75 件	75 件
	事業費(百万円)	665	333	333

※ 改修助成については区内全域が対象となるが、建替え助成については、新防火規制地区及び東京都防災都市づくり推進計画の整備地域が対象となる。

【068】緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

救急救命活動や復旧・復興に重要な役割を果たす幹線道路（緊急輸送道路）沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することにより、震災の被害を最小化する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 改修助成 34 棟	14 棟	20 棟	14 棟	6 棟
建替え助成 19 棟	4 棟	15 棟	10 棟	5 棟
	事業費(百万円)	1,290	890	400

【069】がけ・擁壁等の安全・安心支援事業

地震、台風及び集中豪雨等に伴う土砂災害から身の安全を守るために、区内に存在する高さ2m以上の防災上危険ながけ、擁壁等の改修工事に必要な経費の一部を助成する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) アドバイザー派遣 50件	—	50件	25件	25件
擁壁助成 42件	4件	38件	23件	15件
改修助成 19件	0件	19件	9件	10件
	事業費(百万円)	254	170	84

☆ 【070】防災情報の一元管理体制の強化（防災情報基盤の構築）

災害時の応急対策を早期かつ着実に行うため、平常時の防災資源を管理するとともに、災害時に関係機関や区民への情報伝達等を円滑に行うための新たなシステムを導入し、防災情報基盤を構築する。

所管部：危機管理室

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	検 討	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 北区災害対策本部支援システム	検 討	推 進	導 入	推 進
北区防災資源管理システム	検 討	推 進	導 入	推 進
(仮称) 北区物資管理システム	検 討	推 進	【071】北区防災備蓄・管理・供給体制の強化	
	事業費(百万円)	24	21	3

※再掲事業の事業費は、各計画事業に計上している。

☆【071】北区防災備蓄・管理・供給体制の強化

災害発生時に備え、備蓄物資を適正に管理・供給するための専用システムを導入するとともに、備蓄倉庫及び避難所備蓄室に必要な資機材等を整備することにより機能強化を図る。

所管部：危機管理室

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	検 討	推 進	拡 充	推 進
(内訳) (仮称) 北区物資管理システム	検 討	推 進	拡 充	推 進
備蓄倉庫の機能強化	検 討	推 進	推 進	推 進
避難所備蓄室の機能強化	検 討	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	49	43	6

☆【072】他自治体等からの受援体制の構築

全国の自治体職員の応援を円滑に受け入れ、一刻も早い区民生活の再建につなげるため、災害時の受援体制を構築し、応援要請や受入れ手順、体制等を明確化する。

所管部：総務部・危機管理室

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
構 築	—	構 築	構 築	推 進
	事業費(百万円)	—	—	—

☆ 【073】大規模水害を想定した避難行動支援事業

大規模水害発生時の避難行動が円滑に行われるよう、避難行動の指針となる避難行動計画を策定し普及啓発を図る。また、区民一人ひとりの防災意識が高まるよう、自助・共助による災害への準備体制を支援するとともに、避難行動要支援者のうち特に避難行動が難しい区民を対象に、災害情報等を受信できる戸別受信機を配付する。

所管部：危機管理室

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 避難行動計画の普及	検 討	推 進	推 進	推 進
水害を想定した避難訓練	—	推 進	開 始	—
マイ・タイムライン 普及リーダー育成事業	開 始	推 進	推 進	—
戸別受信機の設置 300世帯	検 討	300世帯	300世帯	—
	事業費(百万円)	71	71	—

【074】防犯対策サポート事業

子どもや高齢者の防犯意識の向上及び地域防犯活動を促進するため、子ども向け防犯教室を実施するとともに、振り込め詐欺対策として高齢者に対する講話や自動通話録音機の配付を行う。

所管部：危機管理室

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 子ども防犯教室	推 進	推 進	拡 充	推 進
振り込め詐欺講話	推 進	推 進	推 進	推 進
自動通話録音機 26,765台	1,765台	25,000台	25,000台	—
	事業費(百万円)	214	152	62

【075】防犯設備整備事業

地域における安全・安心な防犯環境の整備と地域防犯力の向上を図るために、町会・自治会及び商店街が防犯カメラ等防犯設備を整備する費用の一部を助成するとともに、自主的な防犯活動を支援する。

所管部：危機管理室

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 町会・自治会 184 団体	100 団体	84 団体	84 团体	
商店街 45 团体	18 团体	27 团体	15 团体	12 团体
	事業費(百万円)	224	202	22

☆ 【076】地域の防犯力向上事業

毎月 20 日を「北区安全・安心の日」と定め、各種キャンペーンやイベント等を実施することにより、区民の防犯意識のさらなる醸成を図る。また、地域の見守りの目を増やすため、日常業務をしながら子どもや高齢者等を見守る「ながら見守り連携事業」の協力団体の拡充を図る。

所管部：危機管理室

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A - B = C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 北区安全・安心の日 の普及啓発	推 進	推 進	推 進	推 進
ながら見守り 連携事業 13 团体	3 团体	10 团体	5 团体	5 团体
	事業費(百万円)	6	3	3



歳末防犯・防火特別パトロール

■施策体系図：安全で災害に強いまちづくり

基本施策	計画事業
単位施策	<p>【065】都市防災不燃化促進事業 【066】防災まちづくり事業の推進 【067】木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業 【068】緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 【069】がけ・擁壁等の安全・安心支援事業</p>
施策の方向	
(1) 防災まちづくり	
①都市の防災機能の向上	
幹線道路・緊急輸送道路の防災機能向上	
木造住宅密集市街地の改善	
防災まちづくり事業の推進	
民間住宅の耐震化促進	
橋梁等の耐震性の向上	
防災船着場の整備推進	
②治水対策等の推進	
治水対策等の推進	再掲 080 無電柱化事業の推進 再掲 089 空き家対策の推進
③土砂災害対策の推進	
土砂災害対策の推進	(要請) 水害対策の推進 (要請) 震災対策の充実 (要請) 土砂災害対策の推進
(2) 防災体制の整備・充実	
①予防・応急体制の整備・充実	
災害時の情報収集伝達体制の整備	
職員の防災意識の高揚による危機管理機能の強化	
区有施設の防災機能の向上	
災害に強い庁舎の建設	
関係機関との連携強化	
災害時要配慮者の支援	
災害医療体制の充実	
帰宅困難者対策の充実	
②復旧・復興体制の整備・充実	
災害復興のしくみづくり	
復興まちづくり活動の推進	
事業継続計画（BCP）の検討	
男女双方の視点に配慮した防災対策の推進	
(3) 地域防災力の向上	
①災害時に備えた「地域のきずなづくり」	
地区防災運営協議会を中心とした防災活動の展開	
②防災意識の向上	
地域防災リーダー育成の推進	
防災に関する情報や学習機会の提供	
③防災行動力の向上	
自主防災組織の育成・強化	
区内事業者との連携の強化	
(4) 交通安全対策の推進	
①交通安全教育の充実	
年代に応じた交通安全教育の推進	
②安全な歩行者空間の確保	
交通安全施設の整備	
道路利用の適正化	
(5) 地域防犯活動の充実	
①地域防犯活動の充実	
子どもの安全対策の推進	
高齢者を狙った振り込め詐欺等への対策	
地域ぐるみの防犯活動の推進	
防犯カメラ等の設置の推進	
②危機管理体制の整備	
総合的な危機管理体制の構築	

3-3

利便性の高い総合的な交通体系の整備

■北区基本構想

体系的な道路ネットワークや公共交通機関の整備を推進するとともに、自動車・自転車利用の適正化を推進し、多様な交通手段を活用して、だれもが安心して快適に移動できるまちをめざします。

■基本方針

(1) 体系的な道路ネットワークの形成

交通機能の向上と歩行者の安全性及び利便性を図るために、道路ネットワークや公共交通機関の整備事業を計画的に実施します。

(2) 公共交通機関の利便性の向上

コミュニティバスについては、これまでの導入候補地域を踏まえつつ、社会情勢等の変化を捉え、新たな視点を取り入れるなど、地域公共交通のより効果的な方策を検討します。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたさらなる鉄道駅のバリアフリー化を推進します。

(3) 自動車・自転車利用の適正化

総合的な駐輪対策を推進し、区道の利用環境の向上を図ることにより、快適な生活環境を確保します。また、自転車専用通行帯等の整備を推進し、より快適な自転車利用空間の創出を図ります。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・まちづくりについての説明会に積極的に参加し、事業について理解を深める。
- ・「地域公共交通会議」※等の検討会議の中で公共交通のあり方等について議論を深める。
- ・公共交通機関の改善やスパイラルアップを推進する。
- ・事業者等は附置義務自転車駐車場を整備する。

区（行政）の役割

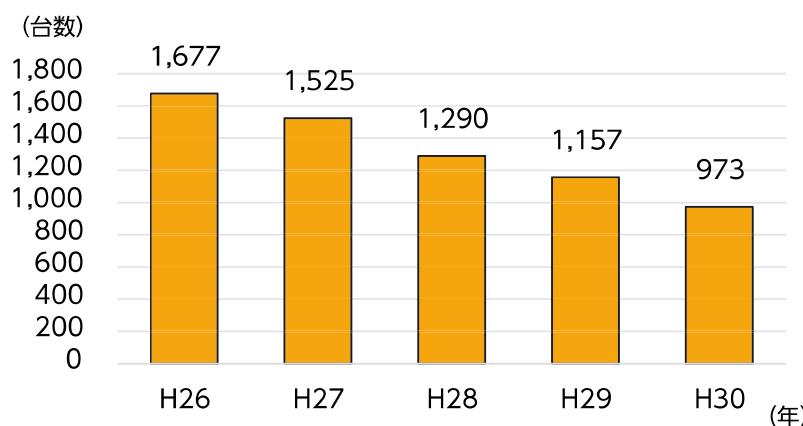
- ・計画的に道路の整備や維持・補修を行う。
- ・地域公共交通の実現を支援する。
- ・すべての人々が安心して生活・移動できるように改善やスパイラルアップを推進する。
- ・自転車駐車場の整備を推進する。また、民間の駐車場・自転車駐車場の整備に対する支援・助成等を行う。

※ 地域公共交通会議：道路運送法の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議する会議。

■現状と課題

- 人やモノの流れを結ぶ道路ネットワークを構築する必要があります。また、防災機能を強化するため、都市計画道路（無電柱化）の整備と並行して、生活道路の拡幅整備をバランスよく推進する必要があります。また、都市計画道路の用地取得においては、より丁寧な説明により協力を得ることが求められています。
- 平成 26(2014) 年 7 月の道路法施行規則の改正により、補修の有無に関わらず、5 年に一度の近接目視を基本とする点検基準が定められました。老朽化するインフラと改修のボリューム調整を図りながら、施設の危険度を増大させないことが必要です。
- 道路ネットワークが未完成である地域では、迂回路として生活道路への車の流入が発生しており、交通渋滞原因にもなっています。
- 公共交通機関等の整備・充実のため、区内公共交通手段の確保に向けた取組みの推進が求められています。また、地域密着型のコミュニティバスについては、利用者ニーズや幹線道路の開通等社会環境の変化に対応した既存路線の見直しを行う必要があります。公共交通機能の向上を要する地域等を中心に、新たな視点を取り入れた新規路線の展開方針といった、より効果の方策を検討する必要があります。
- 交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組みの推進が求められています。そのためには、国によるハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューの作成や、交通事業者によるハード・ソフト計画の作成・取組状況の報告・公表の義務付け等に取り組む必要があります。
- 赤羽駅周辺の放置自転車数は減少傾向にあるものの、平成 27(2015) 年度以降は都内で最も多い状況が続いていることから、引き続き放置自転車の防止に向けた取組みを推進する必要があります。
- 自転車活用推進法を踏まえ、日々の暮らしになくてはならない高齢者や子育て世代の自転車利用等、一時利用のための自転車駐車場が不足しており、一時利用の自転車駐車場を整備する必要があります。
- 自転車が安心して走れる道路上の空間等の整備を推進する必要があります。また、自転車活用推進法の施行に伴い、自転車に関する総合的な計画を策定する必要があります。

駅周辺の放置自転車台数



出典：駅前放置自転車等の現況と対策（東京都）
毎年 10 月中、晴天の平日午前 11 時頃に調査

■施策の方向

(1) 体系的な道路ネットワークの形成

① 体系的な道路ネットワークの形成

❖ 体系的な道路ネットワークの構築に向け、老朽化するインフラ改修との調整を図りながら、継続し

て事業を推進し、北区内外の各拠点間の相互連携を促進します。

- ❖ 長期化する都市計画道路の用地取得においては、土地収用法の活用を検討します。また、必要に応じて代替地の確保による事業手法の検討を行います。

②道路ストックの適正な管理

- ❖ 道路や橋梁等のインフラの老朽化を適正に管理するため、定期的な点検を行い、継続して老朽化するインフラの整備・改修を行います。

③適正な自動車交通量の誘導

- ❖ 体系的な道路ネットワークの構築に向け、今後も計画的に都市計画道路や幹線道路の整備、また、道路と鉄道の立体交差化を推進します。

(2) 公共交通機関の利便性の向上

①公共交通機関等の整備・充実

- ❖ だれもが安心して移動できるよう、土地（崖線）の高低差によって移動が困難な地域や、公共交通機能の向上を要する地域等を中心に、コミュニティバス等、地域公共交通による移動手段の確保に向けた取組みを推進します。
- ❖ 交通結節点である駅前広場については、交通混雑の緩和や乗り換え利便性の向上を図るため、整備や改善を進めます。

②利用者にやさしい交通施設の整備

- ❖ 鉄道駅周辺へのエレベーター等の設置とともに、ホームドアの整備への支援や、地形上の段差（高低差）があり、改札口毎に利用圏域が全く異なる駅における2ルート目のバリアフリールートの整備へ支援を行います。
- ❖ ソフト面の支援として「こころのバリアフリー」の取組みを促進し、高齢者や障害者を含むすべての人の利便性の向上を図ります。

(3) 自動車・自転車利用の適正化

①違法駐車・放置自転車の防止

- ❖ 違法駐車や放置自転車を無くし交通環境の向上を図るため、利用者のモラル向上を図る広報・啓発活動の充実とともに、放置自転車の撤去を強化し、違法駐車等の防止に関する施策を推進します。

②駐車場・自転車駐車場の整備・促進

- ❖ 放置自転車防止のために自転車駐車場の整備を推進するとともに、交通事業者や多くの駐車・駐輪が必要となる施設の設置者に協力を求め、利用しやすい駐車場・自転車駐車場の整備を図ります。

③歩行者・自転車が利用しやすい環境づくり

- ❖ 安全で快適な自転車利用空間を創出するため、自転車通行空間の整備や、交通安全に関するルール・マナーの啓発活動を推進します。
- ❖ 北区自転車ネットワーク計画の進捗を踏まえ、自転車活用推進計画を策定します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
①都市計画道路の新設・拡幅整備路線数	0 路線	1 路線	3 路線
②幹線区道・遊歩道の新設・拡幅整備路線数	0 路線	2 路線	3 路線
③自転車利用環境に対する満足度	28.5%	33.5%	38.5%

出典：①②区調査（事業実績）、③ 北区自転車ネットワーク計画（区民アンケート調査）

■計画事業

【077】都市計画道路新設・拡幅整備

都市機能の充実と効率的な都市活動を確保するため、交通需要の動向に対応しながら、都市計画道路を整備する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2～6 年度)	後 期 (7～11 年度)
3 路線完成 2 路線推進	4 路線推進	3 路線完成 2 路線推進	1 路線完成 3 路線推進	2 路線完成 2 路線推進
（内訳） 補助 181 号線	推 進	完 成	整 備	完 成
補助 87 号線	整 備	完 成	完 成	
区画街路 3 号線	推 進	完 成	整 備	完 成
鉄道付属街路 第 1～6 号線	推 進	推 進	推 進	推 進
補助 243 号線	—	推 進	—	推 進
	事業費(百万円)	12,968	11,986	982

【078】幹線区道新設・拡幅整備

地域交通の円滑化及び地域環境の保全等を図るため、幹線区道を新設・拡幅整備する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
2路線完成 1路線推進	2路線推進 1路線検討	2路線完成 1路線推進	1路線完成 2路線推進	1路線完成 1路線推進
(内訳) 赤羽連続立体交差 神谷道	推 進	完 成	推 進	完 成
中央図書館前道路	推 進	整 備	推 進	整 備
十条富士見中学校前 道路	検 討	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	2,339	1,576	763

【079】(仮称)旧北王子支線跡地遊歩道の整備

隣接する王子四丁目公園が須賀線分岐の名残であることを踏まえ、北王子支線の廃線跡地を鉄道の面影を残して観光に資するような遊歩道として整備することで、王子駅周辺の回遊性の向上を図る。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 成	協 議	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	851	851	

【080】無電柱化事業の推進

安全で快適な歩行空間の確保、都市防災機能の強化及び良好な都市景観の創出等、良好な住環境の形成を推進するため、都市計画道路や主要な幹線区道の新設・拡幅整備とあわせ、道路上に架設されている電線類について電線共同溝等の整備により無電柱化を推進する。また、新たに歩道のない道路においても、東京都の「無電柱化チャレンジ事業」を活用して、無電柱化を推進する。

所管部：まちづくり部・土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
4区間完成 3区間推進	6区間推進	4区間完成 3区間推進	1区間完成 5区間推進	3区間完成 3区間推進
(内訳) 補助181号線 整備区間	推 進	完 成	推 進	完 成
補助87号線 整備区間	推 進	完 成	完 成	
区画街路3号線 整備区間	推 進	完 成	推 進	完 成
鉄道付属街路 第1~6号線 整備区間	推 進	推 進	推 進	推 進
補助243号線 整備区間	—	推 進	—	推 進
中央図書館前道路 整備区間	推 進	推 進	推 進	推 進
無電柱化チャレンジ 事業（北1284号）	推 進	完 成	推 進	完 成
	事業費(百万円)	588	472	116

※ 無電柱化チャレンジ事業（北1284号）以外の事業費は、【077】都市計画道路新設・拡幅整備、【078】幹線区道新設・拡幅整備に計上している。

※ この他に、無電柱化の検討路線として、補助85号線（王子警察署・豊島公園前）整備区間がある。

【081】橋梁整備

車両等の交通安全等を確保するため、橋梁健全度調査により、耐震上危険度が高いと判断された橋梁の架替え整備等を実施する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前期 (2~6年度)	後期 (7~11年度)
1 橋完成 2 橋推進	3 橋推進	1 橋完成 2 橋推進	1 橋完成 2 橋推進	2 橋推進
(内訳) 新田橋	推進	推進	推進	推進
橋梁架替整備	推進	整備	推進	整備
道路拡幅整備	推進	推進	推進	推進
十条跨線橋	推進	整備	整備	整備
新柳橋	推進	完成	完成	
	事業費(百万円)	27,032	6,641	20,391

※この他に、石神井川護岸工事にあわせ、豊石橋、新堀橋の架替えが予定されている。

【082】鉄道駅エレベーター等整備事業

鉄道駅のエレベーター、ホームドア等の設置費用の一部を補助するなど、公共交通機関の利用環境の改善と高齢者や障害者等の移動の円滑化を促進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A-B=C	前期 (2~6年度)	後期 (7~11年度)
エレベーター 6駅完成	5駅完成	1駅完成 5駅協議	1駅完成	5駅協議
(内訳) 北赤羽駅 (2ルート目)	整備	完成	完成	
赤羽駅 (2ルート目)	検討	協議	検討	協議
東十条駅 (2ルート目)	検討	協議	検討	協議
田端駅 (2ルート目)	検討	協議	検討	協議
王子駅 (2ルート目)	検討	協議	検討	協議
尾久駅	検討	協議	検討	協議
ホームドア 5駅完成	2駅完成	3駅完成 5駅協議	3駅完成	5駅協議
(内訳) 上中里駅(2列)	整備	完成	完成	
東十条駅(2列)	整備	完成	完成	
田端駅(2列)	協議	完成	完成	
赤羽駅(2列)	検討	協議	検討	協議
板橋駅(2列)	検討	協議	検討	協議
北赤羽駅(2列)	検討	協議	検討	協議
浮間舟渡駅(2列)	検討	協議	検討	協議
尾久駅(2列)	検討	協議	検討	協議
	事業費(百万円)	282	282	—

【083】駅周辺へのエレベーター等の設置

公共交通へのアクセスのバリアフリー化と、鉄道横断施設の安全性と快適性を確保するため、駅周辺にエレベーター等の昇降機を設置する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
5 力所設置 1 力所推進	3 力所設置 1 力所推進	2 力所設置 1 力所推進	1 力所設置 2 力所推進	1 力所設置 1 力所推進
(内訳) 田端駅周辺 2 力所設置	1 力所設置 1 力所推進	1 力所設置	1 力所設置	
東十条駅周辺 3 力所設置 1 力所推進	2 力所設置	1 力所設置 1 力所推進	2 力所推進	1 力所設置 1 力所推進
	事業費(百万円)	1,484	1,484	—

※ 東十条駅周辺の事業費は、【081】橋梁整備に計上している。

【084】区内交通手段の確保

高齢者や障害者をはじめ、だれもが安心して移動できるまちづくりを進めるため、「北区地域公共交通計画」を策定し、土地（崖線）の高低差によって移動が困難な地域や、公共交通機能の向上を要する地域等を中心に、コミュニティバスの新規路線導入を主体とした、地域公共交通による移動手段の確保に向けた取組みを推進する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
拡 充	推 進	拡 充	拡 充	拡 充
(内訳) 地域公共交通計画の 策定及び推進	検 討	策定・推進	策定・推進	推 進
コミュニティバス路 線の拡充 4 路線運行	2 路線運行	2 路線拡充	1 路線拡充	1 路線拡充
	事業費(百万円)	482	210	272

【085】総合的な駐輪対策の推進

放置自転車を解消し交通環境を改善するため、自転車駐車場の整備に加え、放置自転車の撤去の強化、適切な自転車利用のための啓発等、多様なソフト事業を実施し、総合的に駐輪対策を推進する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 自転車駐車場の整備 35力所設置	32力所設置	3力所設置	2力所設置	1力所設置
撤去の推進	推 進	推 進	推 進	推 進
適切な自転車利用 のための啓発事業	推 進	推 進	推 進	推 進
自転車駐車場 サービスの充実	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	2,473	1,195	1,277

【086】総合的な自転車活用の推進

安全で快適な自転車利用環境を創出するため、「北区自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車専用通行帯等の整備を進める。また、「北区自転車ネットワーク計画」の進捗を踏まえ、自転車駐車場の計画的な整備やシェアサイクル施設の整備等を含めた自転車に関する総合計画として自転車活用推進計画を策定する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 自転車活用推進計画 の策定及び推進	—	策定・推進	策定・推進	推 進
自転車ネットワーク 路線の整備	推 進	完 成	整 備	完 成
	事業費(百万円)	756	399	358

■施策体系図：利便性の高い総合的な交通体系の整備

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 体系的な道路ネットワークの形成		<p>【077】都市計画道路新設・拡幅整備 【078】幹線区道新設・拡幅整備 【079】(仮称)旧北王子支線跡地遊歩道の整備 【080】無電柱化事業の推進 【081】橋梁整備</p>
①体系的な道路ネットワークの形成	幹線道路等の整備 十条駅付近の鉄道立体交差化の推進 まちづくりと一体となった道路整備	
②道路ストックの適正な管理	道路ストックの適正な管理	
③適正な自動車交通量の誘導	自動車交通量の誘導	<p>再掲 029 北区観光の魅力向上プロジェクト 再掲 060 十条駅周辺のまちづくりの促進 (十条駅付近連続立体交差事業)</p> <p>(要請) 十条駅付近連続立体交差事業 (要請) 都市計画道路の整備促進</p>
(2) 公共交通機関の利便性の向上		<p>【082】鉄道駅エレベーター等整備事業 【083】駅周辺へのエレベーター等の設置 【084】区内交通手段の確保</p>
①公共交通機関等の整備・充実	公共交通の利便性・快適性の向上 駅前広場の整備推進 エイトライナー、メトロセブンの導入促進	
②利用者にやさしい交通施設の整備	だれもが移動しやすいまちづくりの推進 利用者にやさしい交通施設の整備	<p>(要請) 交通システム等の整備促進</p>
(3) 自動車・自転車利用の適正化		
①違法駐車・放置自転車の防止	違法駐車等防止施策の推進	<p>【085】総合的な駐輪対策の推進 【086】総合的な自転車活用の推進</p>
②駐車場・自転車駐車場の整備	駅周辺の自転車駐車場の整備 交通事業者等への協力要請 民営自転車駐車場整備の促進	<p>(要請) 放置自転車対策の推進 (要請) 自転車ネットワークの整備促進</p>
③歩行者・自転車が利用しやすい環境づくり	自転車活用推進計画の策定	

3-4

情報通信の利便性の高いまちづくり

■北区基本構想

区民や企業の多様な交流や社会参加がより一層容易となる情報通信の利便性の高いまちをめざします。そのため、だれもが、いつでも情報をやりとりできるよう、高度な情報通信基盤の整備と区民の情報活用能力の向上を図ります。

また、区は、開かれた区政を推進するため、区政の高度情報化に取り組みます。

■基本方針

(1) 情報通信基盤の整備

オンライン手続きの一層の拡大や ICT を活用した区民が利用しやすい情報通信基盤の整備、最適化をめざした技術（クラウド※・仮想化※）の活用を検討するとともに、情報通信基盤への新たな脅威への防御を強化します。また官民データ活用推進に関する計画の整備を進めます。

(2) 情報活用能力の向上

情報格差を解消させる取組みを実施し、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

※ クラウド：庁舎等の外部に構築された情報システムの機能を「サービス」としてネットワークを介して利用するシステム形態のこと。
※ 仮想化：コンピュータシステムを構成する機器やソフトウェア等をシステム上に疑似的に構成すること。仮想化によりサーバ等の機器の物理的な台数を減らすことができる。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・区民や事業者等は、データを活用し、新たなアイデアをつくりだす。
- ・事業者等は、データを活用して、イベント情報を集めたホームページの作成や SNS 等による情報発信等を行う。
- ・事業者等は、区民の利便性の向上等に役立つサービスの提供等を行う。

区（行政）の役割

- ・区政に関する様々な情報をコンピュータで加工しやすい形式で公開する。
- ・行政手続きのオンライン化を推進する。
- ・情報セキュリティへの脅威に関する情報収集、先端技術を活用した対策を実施する。
- ・区民の情報活用能力向上に取り組む。

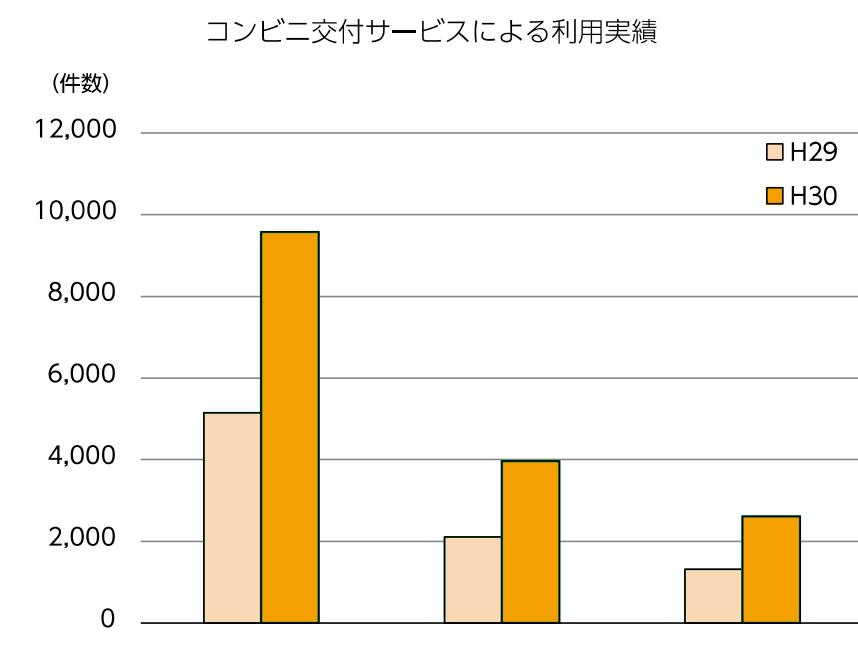
■現状と課題

○区民生活の中でスマートフォン等を利用したオンライン手続きが浸透しており、行政手続きも同様にオンライン化が求められています。また、事業者等の効率的なサービス提供に活用するため、自治体が保有する情報を公開するよう要望が高まっており、これまで以上に、所有する情報を容易に利活用できるようにデータ化を進め、オープンデータ※として公開することが、様々な地域課題を解決するために重要となっています。さらに、新しい技術の導入、情報セキュリティへの新たな脅威への対応等、急速で著しい技術革新への対応が求められています。

○ネットワークやシステム等を利用した新たなサイバー攻撃や、インターネット上の違法・有害情報、迷惑メール、フィッシング※等が増加しています。情報セキュリティ対策や個人情報保護対策、情報モラル対策等、安心してICTを利用するための知識の普及に一層力を入れていく必要があります。また、子どもとの情報通信機器の所有が増加し、成長段階にあわせた情報モラル教育が重要となっています。さらに、すべての区民が格差なく情報通信の利便性を享受するために情報格差の解消に向け情報活用能力向上を図る必要があります。

※ オープンデータ：行政機関が保有する情報・データのうち、区民や民間企業等が自由に利活用できる形で公開したもの。

※ フィッシング：一般的に金融機関等を装った電子メールで偽サイトに誘導し、個人情報を詐取する行為等を指す。



出典：戸籍住民課・税務課資料

■施策の方向

(1) 情報通信基盤の整備

①さらなる区政の高度情報化

- ❖ マイナンバー制度の実施を踏まえ、区民が一層便利で使いやすい行政サービスを提供するため、区として、急速で著しい技術革新や区民への情報端末の普及に対応する IoT 等の ICT を活用した施策を推進します。
- ❖ 地域課題の解決に資する資源として、区民や事業者等が必要に応じて区が保有する情報を得ることができるように、これまで以上にオープンデータを推進します。
- ❖ 区が保有する情報について、区内部の各部署間で連携して分析・活用を推進し、政策立案につなげます。
- ❖ 高度かつ複雑化するサイバー攻撃をはじめとした情報セキュリティへの脅威に対する対策を強化するとともに、増加する情報通信基盤の最適化を発展的に検討します。

(2) 情報活用能力の向上

①情報活用能力の向上

- ❖ 安全・安心に ICT を利用するために情報セキュリティに関する情報の収集、検討を通じた知識の普及を行うとともに、情報モラルの問題への対策を進めます。
- ❖ 急速に進展する ICT の利活用において、ICT を活用した社会的包摶の必要性の観点から、すべての区民が情報通信の利便性を享受し、活用できるように情報格差の解消のための取組みを行います。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現状 (元年度)	中間 (6年度)	最終 (11年度)
電子申請による申請件数	2,700 件	3,200 件	3,700 件

出典：区調査（事業実績）

■施策体系図：情報通信の利便性の高いまちづくり

基本施策		計画事業
	単位施策	
	施策の方向	
(1)	情報通信基盤の整備	
	①さらなる区政の高度情報化	
	ICT を活用した施策の推進	再掲 105 AI・RPA 等の先端技術の活用
	区が保有する情報の活用	
	情報セキュリティの脅威への対策	
	行政手続きのオンライン化の推進	
	社会保障・税番号制度実施に伴う「マイナポータル」等の活用	(要請) 社会保障・税番号制度の運用への対応
	情報通信基盤の最適化の検討	
	公共データの民間開放の検討	
(2)	情報活用能力の向上	
	①情報活用能力の向上	
	情報格差の解消	
	情報教育の推進	
	区民の情報活用能力の向上	
	ICT を活用した地域情報化の推進	

3-5 快適な都市居住の実現

■北区基本構想

だれもが快適でゆとりある居住を実現し、ファミリー世帯の定住化を図るため、良質で多様なタイプの住宅を確保するとともに、公園、緑地などを整備し、良好な住環境の形成を図ります。また、子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯が北区に安心して住み続けられるよう居住を支援します。

■基本方針

(1) 良質な住宅の供給

区営住宅は、福祉施策と連携し、住宅セーフティネットの構築を進め、住宅困窮度が高い世帯の居住安定を図ります。既存の区営住宅は長寿命化を図るとともに、計画的に建替えを進めます。また、建物の耐震化の促進やリフォームを支援します。さらに、分譲マンションは適正な維持管理を図るため、セミナー等で管理組合を支援します。

(2) 良好な住環境の整備

東京都やUR都市機構、民間の事業について、高齢化及び将来の人口減少に対応しうる持続可能で地域特性に応じたコミュニティの形成に配慮した、地域一体の良好な住環境整備につながるよう誘導します。

地域や関係機関に対しては、各まちづくり事業の効果等を事前明示するなど、行政が積極的かつ丁寧に働きかけることで、事業への理解を深めてもらうとともに、協働により取り組みます。

(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援

子育て世帯・若年層や高齢者等が安心して暮らすことができる住生活を実現するため、住宅セーフティネット機能の検討を進めるとともに、既存住宅の流通等を促進し、定住化及び居住継続の支援を行います。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- 周辺環境や各まちづくり事業への理解を深める。
- 子育てファミリー層等の定住化を促進するために、地域ぐるみで子どもを育む環境の整備と機運を醸成する。
- 住宅確保要配慮者の住居確保に向けた支援に対する理解と協力体制を構築する。

区（行政）の役割

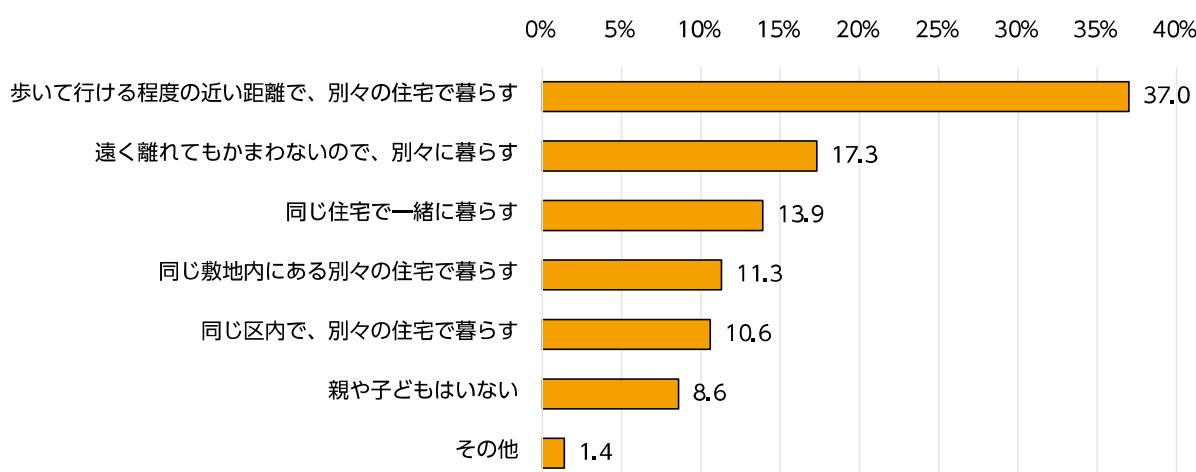
- 区民が住み続けたいと思う環境整備を図る。
- 災害等に備え、安全な分譲マンションを維持するため、意識の啓発を続けるとともに、管理組合等に対する新たな支援策を検討する。
- まちづくり情報の積極的な提供を行う。
- 区民の主体的な地域コミュニティの形成に寄与する支援の充実を図る。
- 住宅確保要配慮者に対する理解と協力が得られるよう、不安を解消できるような対応策を示す。

■現状と課題

- 北区民意識・意向調査（平成30（2018）年度）の定住意思については、8割を超える方が住み続けたいという意向を持っており、長く暮らし続けることができる住まいづくりを促進する必要があります。
- 区営住宅は今後、老朽化が進むことから、順次建替えを行う必要があります。また、高齢者住宅については、順次借り上げ期間が満了することから、入居者の転居先を確保する必要があります。
- 区分所有者の高齢化等によって、管理組合が適正に機能していない分譲マンションが増加の傾向にあり、修繕計画や耐震化が進まない要因になっています。
- 市街地再開発事業や防災街区整備事業※による共同建替えにおいて、法定要件を満たすだけではなく、丁寧な合意形成と周辺まちづくりとの整合を図る必要があります。また、各まちづくり事業の活用においては、区民参加の機会を設け、理解と協力を得るように努める必要があります。
- 大規模な土地利用転換による開発においては、地権者及び事業者に対して、周辺住民の理解を得ることができる開発となるよう誘導する必要があります。また、住宅規模によって緑地やオープンスペースに加え、福祉施設の確保等も事業者に求める必要があります。
- 大規模団地の建替えによる移転に伴い既存の地域コミュニティへの影響が懸念される場面もあるため、地域のきずなづくりに寄与する取組みを事業者に求めていく必要があります。また、子育て世帯、高齢者、障害者等の支援が必要な方への配慮を求めていく必要があります。
- 新たな空き家等の発生の抑制及び空き家等の管理不全化を予防し、空き家等問題の深刻化を防ぐとともに、すでに周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家等への的確な対応が重要です。空き家等になって使用されなくなってからだけではなく、居住又は使用中のものも含め、それぞれの段階に応じた対策を講じる必要があります。
- 住宅だけでなく、教育、医療、環境等、子育て世帯が居住地を選択する理由が多様化しています。今後10年間の人口は、増加局面と推計されていますが、就職・婚姻・出産・子育て・教育等様々なライフイベントを迎える20代後半から30代前半については減少傾向となっており、良質で多様な住宅の供給を促進する必要があります。
- 住宅確保要配慮者への対応について、ハードとソフトの両面からの具体的な施策等を検討する必要があります。

※ 防災街区整備事業：防災性と居住環境の向上をめざし、権利交換による土地・建物の共同化を基本としつつ、例外的に個別の土地へ権利交換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う都市計画事業。

親や子どもとの暮らし方について



出典：区内居住者意識調査

■施策の方向

(1) 良質な住宅の供給

①民間住宅の供給誘導

- ❖ 民間活力を活用し、様々な世帯層に対応した良質で多様な住宅の供給を促進し、良質な住宅ストックの形成を図ります。
- ❖ 十条、赤羽、王子などの「都市中心拠点」では、地域特性等を踏まえながら都市計画を適切に活用し、市街地再開発事業など土地の高度利用による良質な住宅の重点的な供給を促進します。

②公的住宅の供給・維持管理

- ❖ 区営住宅の建替えについては、長寿命化計画の改定にあわせて実施するとともに、借上げ期間満了にあわせ高齢者住宅を建設します。
- ❖ 公的賃貸住宅（都営住宅、公社住宅、UR 都市機構住宅）の整備にあたっては、良質で多様なタイプの住宅整備を要請します。また、住宅団地の老朽化等により地域全体の活力低下等が懸念される地区については、住宅団地の規模性を生かし、生活利便機能や子育て・高齢者支援など必要な機能を備えた拠点としてソフト・ハード両面から再生が図られるよう誘導します。

③住宅の維持管理・建替えの支援

- ❖ 分譲マンションの適正な維持管理や、管理組合による適切な管理が図られるよう支援を実施します。

(2) 良好的な住環境の整備

①まちづくり事業と連動した環境の整備

- ❖ 住民との合意形成と周辺まちづくりとの整合をとりつつ、防災性や利便性、緑化等様々な側面から多様なまちづくり事業と連動した整備を促進します。

②みどり豊かな住環境の整備

- ❖ 周辺住民の機運醸成を図るとともに、区民・事業者との協働により緑豊かな住環境等を整備します。

③大規模住宅団地の建替え・再生

- ❖ 周辺環境へ配慮しつつ、土地の有効利用により新たな魅力あるまちづくりを誘導するとともに、必要な施設を一体となって整備し、緑地・空地の創出等、良好な住環境を整備します。

④空き家対策の推進

- ❖ 総合的な空き家等対策の推進により、良好な住環境の形成や定住の促進、安全・安心なまちづくりを実現します。

(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援

①子育て世帯・若年層の定住促進

- ❖ 子育て世帯の居住水準向上と定住化促進のため、より良質で快適な住宅に居住できるよう支援します。
- ❖ 集合住宅建設時に、ファミリー向け住宅の整備を促進します。
- ❖ 子育て支援や教育環境の充実等、子育てしやすい環境づくりを進めます。
- ❖ 若年層の定住促進を図ります。

②高齢者・障害者世帯の居住継続の支援

- ❖ 高齢者等のより良い住宅の確保や、継続的な居住のため、保健・医療・福祉との連携を強化し安定した居住を促進します。
- ❖ 東京都やUR都市機構等と連携し、居住環境の改善策を検討します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現状 (元年度)	中間 (6年度)	最終 (11年度)
最低居住面積水準未満率	13.7 %	11.0 %	9.0 %

出典：住宅・土地統計調査

■計画事業

【087】区営住宅の建替え

「北区公営住宅のストック活用及び長寿命化計画」に基づき、区営住宅の適正修繕による長寿命化など既存住宅を活用するとともに、建替え時期を迎える区営住宅については、順次、建替え集約を実施する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
2力所完成 187戸	1力所基本設計	2力所完成 187戸	1力所完成 80戸 1力所基本設計	1力所完成 107戸
	事業費(百万円)	5,112	2,581	2,531

【088】一人暮らし高齢者住宅建設事業

民間住宅を借上げて一人暮らし高齢者に提供している住宅11棟(212戸)が順次契約期間満了となるため、計画的に区営の高齢者住宅を建設する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
2力所完成 212戸	1力所整備	2力所完成 212戸	1力所完成 143戸 1力所整備	1力所完成 69戸
	事業費(百万円)	4,588	3,436	1,152

【089】空き家対策の推進

倒壊等、保安上危険な空家等による被害や事故を防止するため、管理不全な状態にある空家等の改善を進めていくほか、空家等の適正管理や利活用に関する普及啓発を促進する。

また、危険な老朽家屋を除却する費用の一部助成を行う。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B = C	前 期 (2～6年度)	後 期 (7～11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 管理不全空家の改善	推 進	推 進	推 進	推 進
普及啓発	推 進	推 進	推 進	推 進
空き家の利活用	推 進	推 進	推 進	推 進
老朽家屋除却支援 事業 119件	55 件	64 件	50 件	14 件
	事業費(百万円)	113	71	42

【090】子育て・高齢者世帯等の居住支援

子育てしやすい住環境と世代間の共助を推進するため、区内に親が居住している子育て世帯が住宅の取得等をした場合や、高齢者や子育て等に配慮した三世代同居のための住宅を建設またはリフォームする場合に建設費等の一部を助成する。また、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するため、居住支援協議会の運営を推進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 親元近居助成 790件	90 件	700 件	350 件	350 件
三世代住宅建設助成 270件	20 件	250 件	125 件	125 件
新築 220 件	20 件	200 件	100 件	100 件
リフォーム 50 件	0 件	50 件	25 件	25 件
居住支援協議会	推 進	推 進	推 進	推 進
協定団体との連携	推 進	推 進	推 進	推 進
普及・啓発	推 進	推 進	推 進	推 進
相談・支援	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	272	136	136

■施策体系図：快適な都市居住の実現

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 良質な住宅の供給	
①民間住宅の供給誘導	
民間による良質で多様な住宅の供給促進	
良質な住宅ストックの形成	
②公的住宅の供給・維持管理	
良質で多様な公的住宅の整備誘導	【087】区営住宅の建替え
住宅セーフティネット構築の推進	【088】一人暮らし高齢者住宅建設事業
住宅ストックの有効活用	
区営住宅の建替え手法の検討	
区営シルバーピアの建設	
③住宅の維持管理・建替えの支援	
建物耐震化の促進やリフォームの支援	
分譲マンションの適切な維持・管理支援	
(2) 良好的な住環境の整備	
①まちづくり事業と連動した環境の整備	【089】空き家対策の推進
様々なまちづくり事業の活用	
地区計画制度の適用検討	
②みどり豊かな住環境の整備	
住宅整備に合わせた緑地やオープンスペースの確保	再掲 058 王子駅周辺のまちづくりの促進
地区計画制度の活用	再掲 059 赤羽駅周辺のまちづくりの促進
③大規模住宅団地の建替え・再生	再掲 060 十条駅周辺のまちづくりの促進
大規模住宅団地の建替え・再生にあわせた公共施設の再配置推進	再掲 061 東十条駅周辺のまちづくりの促進
避難広場機能の確保	再掲 062 板橋駅周辺のまちづくりの促進
住宅セーフティネットの充実	再掲 063 浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進
④空き家対策の推進	再掲 064 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進
空き家等の所有者等による管理の促進	再掲 065 都市防災不燃化促進事業
空き家等や除去後の跡地活用促進	再掲 066 防災まちづくり事業の推進
管理不全な空き家等の状態に応じた措置	再掲 067 木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業
(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援	
①子育て世帯・若年層の定住促進	【090】子育て・高齢者世帯等の居住支援
ファミリー向け住宅の整備促進	再掲 008 地域密着型サービスの基盤整備
子育て世帯への居住支援	再掲 012 障害者グループホームの整備
子育て支援策や教育環境の充実	再掲 013 保育所待機児童解消
若年層への居住支援	再掲 014 放課後等における子どもの居場所の充実・確保
②高齢者・障害者世帯の居住継続の支援	再掲 015 保育サービスの充実
住宅の確保の支援	再掲 017 産前産後サポート事業
高齢者のための住宅の提供促進	再掲 018 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援
関係機関と連携した高齢者の居住環境の検討	再掲 019 子どもの未来応援プロジェクトの推進
	再掲 049 区立認定こども園の設置
保健・医療・福祉との連携強化	再掲 050 学校の改築
	再掲 051 学校施設の長寿命化の推進

■北区基本構想

住む人が愛着を感じ、訪れる人にもやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するため、区は、美しいまち並みやみどりにあふれた公園、水辺などの公共空間の整備を推進します。

■基本方針

(1) 美しいまち並みの創造

区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を積極的に守り、育て、創出します。あわせて地域美化を推進します。

(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成

公園やみどりを核とし、民間活力を取り入れて崖線や水辺空間、地域のみどりを生かしたみどりのネットワークを形成します。また、みどりと調和したうるおいのある都市景観の創出等、花・みどりあふれる美しいまち並みを形成し、快適な区民生活や、訪れた人にとってやさしいまちとなるよう、まちのイメージや魅力を高めます。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・ 良好な景観に関する理解を深め、維持・発展に努める。
- ・ 開発事業者は、周辺環境に配慮した景観形成に協力する。
- ・ より良いまち並みの創造のため、自治会活動やボランティア活動等に対する理解を深める。
- ・ まちづくり説明会等に積極的に参加し、事業について理解や意見表明をする。

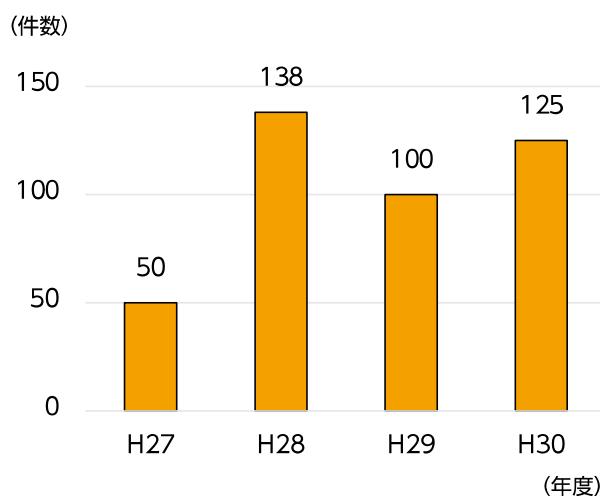
区（行政）の役割

- ・ 北区を特徴づける優れた景観を保全し、建築物等の規制・誘導を行うことにより、景観まちづくりを推進する。
- ・ 景観まちづくり活動を支援するとともに、景観形成重点地区の指定を推進する。また、区民参加の取組みを実施するとともに、情報の提供や相談体制の充実に努める。
- ・ 区民参画・協働のまちづくりをリードする人材を育成する。

■現状と課題

- 景観法、景観づくり条例に基づく、届出制度を活用することにより、地区の特性を生かした景観づくりを誘導する必要があります。一方、景観に対する助言、指導の中には、コスト負担の増加につながるものもあるため、届出者の景観づくり計画への理解を深め、協力を得ていく必要があります。
- 地区の特性を生かした、区民や事業者の自主的な取組みによる景観づくりを進める一環として、地域住民と協働し、景観形成重点地区の指定を推進する必要があります。そのため、景観づくりに対する機運の醸成、意識啓発を行うことが重要となります。
- 高齢化を理由にボランティア活動を休止するケースが見られます。そのため、美化ボランティア制度における、活動の担い手となる団体について、学校や事業者等に参加を促す広報周知や機運醸成が重要となります。
- 計画的な公園整備を進めていますが、必ずしも個性ある魅力的な公園の整備にはつながっていません。また、全体的に公園の老朽化が進行しており、トイレ等を中心に公園施設等の清潔感や快適性が求められています。
- ボランティアの高齢化による人数の減少により、地域住民との協働により公園を管理することが難しくなってきています。
- 4つの河川に囲まれている北区の地理的特性を踏まえ、水辺空間についての活用やみどりのネットワークの形成を推進する必要があります。また、荒川河川敷地区別計画を踏まえた豊島ブロックの具体的な整備計画を検討する必要があります。

景観届出件数の推移



※H27は10月から3月までの件数

出典：都市計画課資料

■施策の方向

(1) 美しいまち並みの創造

①北区らしい景観の創出

- ❖ 区民や事業者との協働により、北区を特徴づける優れた景観を保全し、建築物等の規制・誘導を行うことにより、景観まちづくりを推進します。
- ❖ 大規模住宅団地の建替え等の機会を捉えて、それぞれの地域に応じた景観まちづくりを進めます。

②景観まちづくりの推進

- ❖ 地区独自の景観づくりを推進します。
- ❖ 景観形成重点地区を指定します。
- ❖ 景観に関する機運の醸成、意識啓発を進めるため、情報提供や区民参加の取組みを実施します。

③美化の推進

- ❖ 区民による自主的な取組みへの支援・誘導を行い、まちの美化に対する区民意識の向上を図ります。
- ❖ 清潔で快適なまちを維持するため、町会・自治会をはじめ地域の学校や事業者にも働きかけ、区民と協働してまちの美化を推進します。

(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成**①魅力ある公園づくり**

- ❖ 公園総合整備構想を策定し、北区の公園のあり方を示していきます。公園の規模に応じた役割の整理を行い、コンセプトの設定や季節感ある公園づくり等、個性ある公園づくりを進めて魅力を向上させます。
- ❖ 公園の整備・改修にあたっては民間活力の導入について検討するほか、公園施設等の適切な配置を進めることで効率的な維持管理を推進し、清潔感・快適性を向上させます。

②区民主体の身近な公園づくり

- ❖ 新たなボランティア人材の発掘や効率的な公園の管理方法について検討を行い、引き続き地域住民との協働による公園づくりを推進します。

③うるおいのある水辺空間づくり

- ❖ 4つの河川に恵まれた北区の水辺環境を生かし、にぎわいのある水辺空間の整備を進め、区民の水や川に対する親しみを深めています。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
①まちなみや景観に関する満足度	28.9%	31.3%	33.3%
②公園や遊び場の整備に関する満足度	31.7%	34.2%	36.7%

出典：①②北区民意識・意向調査



水辺空間

■計画事業

【091】景観まちづくりの推進

区民や事業者の自発的な取組みによる景観づくりを促進するため、景観まちづくりの普及啓発を行うとともに、新たに景観形成重点地区を指定し、地域に即した良好な景観づくりを地域住民と協働して推進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 景観形成重点地区の 指定 6 地区	4 地区	2 地区	1 地区	1 地区
景観賞 表彰3回	—	表彰3回	表彰1回	表彰2回
普及啓発	推 進	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	68	35	33

☆ 【092】 魅力ある公園づくり事業

区民が愛着を感じ、訪れる人にやすらぎとうるおいを与える「魅力ある公園づくり」を推進するため、区立公園・児童遊園等のあるべき姿を定め、公園等の整備、管理・運営の指針となる公園総合整備構想を策定する。

この構想を基に、新設公園の整備や既設公園の再整備を実施し、地域のニーズや公園施設の配置状況を考慮した公園機能の見直しを行うとともに、区外からも人を呼べるような個性ある公園づくりを進める。また、Park-PFI制度（公募設置管理制度）を活用し、公園への民間活力の導入を推進する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)	
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進	
(内訳) 公園総合整備構想の策定及び推進	検 討	策定・推進	策定・推進	推 進	
都市公園再生整備	—	4 力所完成	1 力所完成	3 力所完成	
Park-PFI制度の導入	調 査	推 進	推 進	推 進	
その他の公園整備	推 進	推 進	【093】飛鳥山公園の魅力向上事業 【094】(仮称)赤羽台のもり公園の整備 【095】(仮称)滝野川三丁目公園の整備 【096】(仮称)新神谷公園の整備 【097】名主の滝公園の再生整備 【098】桐ヶ丘中央公園の拡張整備 【099】水辺空間を利用したにぎわいの創出		—
	事業費(百万円)	7	7	—	

※公園整備の事業費は、各計画事業で計上している。

【093】飛鳥山公園の魅力向上事業

飛鳥山公園を区外からも人を呼べる個性ある公園として整備する。Park-PFI制度（公募設置管理制度）を活用した民間活力の導入を推進するとともに、公園整備のコンセプトを定め、サクラの樹木の更新を含めた老朽化施設の整備や「東京北区渋沢栄一プロジェクト」として渋沢史料館周辺の整備等を実施する。また、王子駅中央口付近の飛鳥山公園都市計画区域の未整備箇所を整備する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 個性ある公園としての整備	検 討	推 進	推 進	推 進
サクラの健全化 (診断・更新)	推 進	推 進	推 進	推 進
Park-PFI制度の導入	調 査	完 了	完 了	
拡張部分の整備	推 進	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	485	434	51

【094】(仮称)赤羽台のもり公園の整備

UR都市機構が実施する赤羽台団地の建替え計画にあわせ、防災機能を備えた都市計画公園の新設整備を行う。公園用地の一部については、東京都下水道局による工事が完了次第、区が整備する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 成	整 備	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	479	479	

【095】(仮称) 滝野川三丁目公園の整備

国公有地の土地利用転換にあわせ、みどりの確保・保全及び地域の防災性向上を図るために、高齢者やファミリー世代が快適に利用できるようバリアフリー化を考慮し、防災機能を備えた都市計画公園の新設整備を行う。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 成	設 計	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	349	349	

☆ 【096】(仮称) 新神谷公園の整備

老朽化した神谷公園について、施設一体型小中一貫校の施設整備を契機に、位置を変更し、施設の更新を行うことで、利便性や防災機能の向上を図る。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 成	—	完 成	設 計	完 成
	事業費(百万円)	233	18	216

【097】名主の滝公園の再生整備

老朽化した名主の滝公園について、入口から主要な施設への園路をバリアフリー化するなど、プール跡地を含めた一体的な再生整備を行う。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 $A-B=C$	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
完 成	設 計	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	1,080	1,080	

【098】桐ヶ丘中央公園の拡張整備

東京都が実施する都営桐ヶ丘団地再生計画にあわせ、公園南北の一体的な連続性を確保し、防災機能を強化した公園を整備する。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6 年度)	後 期 (7~11 年度)
完 成	—	完 成	推 進	完 成
	事業費(百万円)	—	—	—

【099】水辺空間を利用したにぎわいの創出

河川敷等の水辺空間を利用し、にぎわいの創出を推進する。赤羽岩淵ブロックについては、指定管理者制度の導入エリアを拡大し、より効果的・効率的な施設運営と区民サービスの向上をめざす。また、豊島ブロックについては、北区の特色を生かした魅力的な河川空間とするため、スポーツグラウンドの整備や自然地の再生整備を行う。

所管部：土木部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6 年度)	後 期 (7~11 年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 荒川緑地（赤羽岩淵 ブロック）の活用	推 進	推 進	拡 充	推 進
荒川緑地（豊島ブ ロック）の整備	検 討	完 成	完 成	
	事業費(百万円)	1,561	1,344	217

施策体系図：うるおいのある魅力的な都市空間の整備

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 美しいまち並みの創造	
①北区らしい景観の創出	【091】 景観まちづくりの推進 再掲 080 無電柱化事業の推進 再掲 108 トイレリフレッシュ事業
北区を特徴づける景観の保全・創出	
景勝地周辺地区の眺望の保全	
みどりに彩られた美しい都市空間づくり	
景観を損なう違法広告物等への指導	
②景観まちづくりの推進	
景観に対する自主的な取組みの促進	
③美化の推進	
協働による地域美化の推進	
(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成	
①魅力ある公園づくり	【092】 魅力ある公園づくり事業 【093】 飛鳥山公園の魅力向上事業 【094】 (仮称) 赤羽台のもり公園の整備 【095】 (仮称) 滝野川三丁目公園の整備 【096】 (仮称) 新神谷公園の整備 【097】 名主の滝公園の再生整備 【098】 桐ヶ丘中央公園の拡張整備 【099】 水辺空間を利用したにぎわいの創出
大規模な土地利用転換の際の公園整備	
特色ある緑豊かな空間整備	
地域の特色を生かした公園整備	
老朽化した公園の再整備	
公園不足地域への重点的対応	
民間活力による公園の整備・維持管理	
②区民主体の身近な公園づくり	
身近に親しめる公園づくりの推進	
区民との協働による公園づくりの推進	
③うるおいのある水辺空間づくり	
区民に親しまれる水辺空間の整備	再掲 108 トイレリフレッシュ事業

3-7

持続的発展が可能なまちづくり

■北区基本構想

将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、区民や事業者は、一人ひとりが地球に住み、暮らし、活動する「地球市民」として、地球環境に負担の少ないライフスタイルや事業活動への転換を図ります。

また、区、区民、事業者は、それぞれの責務を果たすとともに、ボランティア・市民活動団体を含めた連携、協働を進め、資源循環型システムを構築します。

さらに、新たな環境汚染問題にも取り組みます。

■基本方針

(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換

既存事業の有効性の評価を適切に行い、地球温暖化対策に係る活動の主体となる区民・事業者の参画を様々な場面で促進し、各主体が連携して取り組めるようなくみづくりを推進します。また、北区役所は区内最大の事業者として、省エネルギー、省資源な環境配慮行動を自ら実践し、区民・事業者の模範となるよう率先的な取組みをめざします。

(2) 資源循環型システムの構築

区民・事業者・区が協働で3R※を推進し、さらなるごみの減量化事業と有害な廃棄物の適正処理を実施します。また、災害時に発生する廃棄物を迅速に処理できる体制を整備し、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちを実現します。

(3) 良好な生活環境の保全

北区を取り巻く環境の状況を把握し、区民への情報提供を継続するとともに、事業者への適切な指導・助言や、多様化する公害相談への柔軟な対応を通じて、さらなる公害低減を図ります。また、指定喫煙場所の環境改善を検討・実施し、喫煙マナーを向上させ、喫煙者、非喫煙者が共存できる環境を創出します。

※ 3R：リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（資源化）

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・省資源・省エネ型の機器設備の導入や家庭でのエネルギー使用量の目標を立て、実行する。
- ・環境学習講座等へ参加し地域の環境保全活動の担い手として活躍する。
- ・ごみ減量やリサイクル活動の取組みを行う。
- ・公害を未然に防ぐため地域で協力して周辺環境に配慮する。
- ・喫煙マナー向上のための啓発キャンペーンを区と協働で実施、推進する。

区（行政）の役割

- ・低炭素型のライフスタイル・ワークスタイル普及に向けた支援制度や施策の情報発信を行う。
- ・環境教育・環境学習の機会を創出するとともに、地域における区民主体の環境活動を支援する。
- ・自主的なごみ減量やリサイクル活動の支援を実施するとともに、特に環境負荷の低減に向けて効果の高い2R（発生抑制・再使用）の普及・啓発を充実させる。
- ・公害の未然防止のための情報発信、また公害苦情について当事者間での問題解決が図れるよう支援する。
- ・指定喫煙場所の環境改善及び条例の周知・啓発を充実させる。

■現状と課題

○国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」による重点戦略の設定や気候変動適応策の法制度化等、環境に関する新たな視点が取り入れられ、方策を検討する必要があります。また、「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画（平成29（2017）年度）」の改定に関する「区民意識調査（平成29（2017）年度）」では、新エネ・省エネ機器等に関する情報の提供についての評価が低く、区民の望む情報を提供できていないことが懸念されています。

○子どもから大人まで様々な世代における環境教育・環境学習の機会の確保・提供をしていく必要があります。また、「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画（平成29（2017）年度）」の改定に関する区民意識調査では地球温暖化問題について、重要と考える人の割合が9割と高く、学習の機会の場の提供が望まれています。

○環境負荷の低減に、より高い効果が期待できる2Rの推進が求められています。また、環境負荷の低減に関心が無い人や外国人、高齢者にわかりやすい周知の実施等、新しい普及・啓発事業が必要となっています。

○区内総人口の増加による家庭ごみの排出量の増加や、日本経済の緩やかな回復基調による事業系ごみの増加が考えられます。また、ごみ減量に効果的な施策が必要となっています。

○有害な廃棄物の適正処理を行うとともに、災害廃棄物を迅速かつ適正処理できる体制を構築する必要があります。また、有害な廃棄物への対応については、「水銀に関する水俣条約（平成29（2017）年8月16日発効）」で水銀含有廃棄物の厳格な取扱いが求められています。

さらに、災害廃棄物処理体制の構築では、震災廃棄物を迅速かつ適正に処理するために策定する「北区災害廃棄物処理計画」に基づき、体制整備を行うとともに、都市型の洪水等、地球環境の変化に伴う新たな災害への対応が求められています。

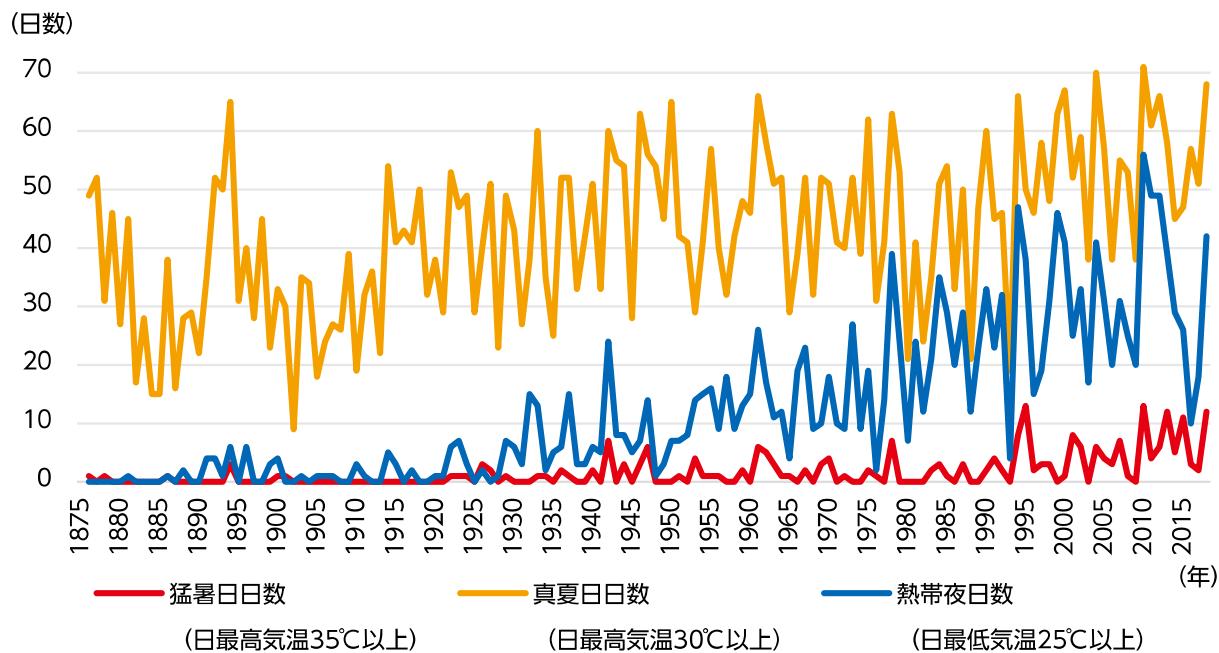
○アスベスト及び土壤汚染対策等、漸次強化される規制への迅速な対応が求められています。

また、多様化していく公害苦情や、住工混合による騒音・振動・悪臭問題の顕在化について、きめ細やかな対応が求められています。さらに、事業所から発生する騒音・振動に対する相談に加え、近所のクー

ラーやピアノ等の生活騒音に対する相談が引き続き寄せられています。

- 羽田空港における新飛行経路の運用及び国際線増便による航空機騒音への対応や、石神井川に適用される環境基準が平成29（2017）年度に強化されたことで新たに監視項目となった、大腸菌群数の環境基準達成が新たな課題となっています。引き続き、大気、水質、騒音、振動等の状況把握が必要となっています。
- 東京都受動喫煙防止条例により、原則屋内禁煙となったため、屋外における喫煙者の増加に伴うポイ捨てや歩行喫煙、受動喫煙に対する苦情への対応策が求められています。
- 現に人が居住している、廃棄物の堆積に起因する管理不全な家屋及びその敷地が、居住者本人及び近隣住民の生活環境を損なっています。

東京における猛暑日・真夏日・熱帯夜



出典：気象庁気象観測資料

■施策の方向

（1）環境に負担の少ないライフスタイルへの転換

①再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取組み

- ❖ 新エネ・省エネ機器等導入助成をはじめとするスマートエネルギーの利活用推進のほか、気候変動の影響による被害の回避・軽減といった適応策の視点という両輪から地球温暖化対策に取り組み、低炭素社会の実現をめざします。

②啓発活動・環境学習の充実

- ❖ 地球温暖化対策を支える担い手及び地域循環共生圏の形成等に向けた地域課題の解決に取り組む人材の育成・確保を行います。
- ❖ 環境活動・エコ活動に取り組むための場を創出することなどにより、区民全体の環境に関する関心を高めていきます。

(2) 資源循環型システムの構築

①区民・事業者・区の協働による3Rの推進

- ❖ 循環型社会を構築するために、区民・事業者・区がごみ減量に向けて、それぞれの責務を果たすとともに、3Rを推進する事業として町会・自治会と協働で取り組んでいる「びん・缶のリサイクル」等の事業を実施し、普及・啓発に努めます。

②さらなるごみの減量化と資源の有効利用の推進

- ❖ ごみ減量のための事業やごみの発生自体を抑制する普及・啓発事業等を引き続き実施するとともに、食品ロス対策等、新たな事業を、様々な視点や環境負荷のない方法で実施します。

③安全で安心なごみの適正処理の推進

- ❖ 有害な廃棄物や適正処理困難物については、区が主体となって実施可能な事業を中心に適正処理を推進する施策を展開します。
- ❖ 災害廃棄物については、国や東京都の災害廃棄物処理体制を注視しつつ、「北区災害廃棄物処理計画」を踏まえて処理体制を構築します。

(3) 良好的な生活環境の保全

①公害の防止・抑制

- ❖ 産業型公害防止のための適切な指導や助言を行い、情報を発信します。
- ❖ 多様化する公害苦情に柔軟に対応するため、関係部署との連携を図るとともに、当事者間で解決できるよう支援します。
- ❖ 身近な都市・生活型公害防止のための啓発・情報発信を行います。

②区を取り巻く環境の把握と保全の取組み

- ❖ 大気や水質、騒音、振動等の測定を行うことで、区を取り巻く環境を把握し基準等の適合状況を監視するとともに、区民に情報を提供します。また、状況に応じて、東京都や関係機関と連携し対応します。

③喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出

- ❖ 指定喫煙場所の環境改善等、屋外における喫煙者と非喫煙者が共存できる環境を整備します。

④廃棄物の堆積による管理不全な居住家屋及び敷地への対応

- ❖ 居住者に寄り添った福祉的支援を行い、解決が困難なケースについての対応を検討します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6年度)	最 終 (11年度)
区内温室効果ガス排出量	1,167 千 t-CO ₂	1,046 千 t-CO ₂	956 千 t-CO ₂

出典：第2次北区地球温暖化対策地域推進計画

■計画事業

☆ 【100】低炭素社会の促進と気候変動への適応

「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」で掲げる新エネ・省エネ機器等の普及促進を図るため、区民（一般住宅・集合住宅）や区内中小企業に対して機器導入費用を助成する。

また、次世代エネルギー利活用の推進のため、区内への水素ステーションの誘致を図る。

地球温暖化に対しては、温室効果ガスを減らす「緩和策」を行う一方、集中豪雨等による水害対策や熱中症対策など、気候変動への「適応策」の重要性も高まっており、北区における気候変動適応方針の検討を行う。

所管部：生活環境部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	推 進	推 進
(内訳) 新エネ機器等導入助成	推 進	推 進	推 進	推 進
一般住宅 7,300 件	4,800 件	2,500 件	1,250 件	1,250 件
集合住宅 350 件	100 件	250 件	125 件	125 件
中小企業 305 件	105 件	200 件	100 件	100 件
水素ステーション誘致	—	完 成	完 成	
気候変動適応策の推進	—	推 進	推 進	推 進
	事業費(百万円)	314	162	152

☆ 【101】ごみの減量化と資源の有効利用

区民へのきめ細かい情報提供を行い、ごみの発生・排出抑制を促すとともに、資源として再生利用ができるものについては、可能な限り資源化を行うことにより、ごみの減量化と資源の有効利用を図る。

所管部：生活環境部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度未見込)	必要事業量 A—B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	検 討	推 進	推 進	推 進
(内訳) 普及啓発	検 討	推 進	推 進	推 進
排出抑制・資源化	検 討	推 進	検討・推進	推 進
	事業費(百万円)	—	—	—

■施策体系図：持続的発展が可能なまちづくり

基本施策	計画事業
単位施策	
施策の方向	
(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換	
①再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取組み	
新エネルギー・省エネルギーの利用促進	【100】低炭素社会の促進と気候変動への適応
集合住宅や事業所の新エネ・省エネ化	
省資源・省エネルギーへの取組み促進	
区内事業者の環境への取組み支援	再掲 102 持続可能な社会に向けた環境学習
区有施設の省エネルギー化への取組み	
環境を考慮した学校施設	
地域エネルギー有効利用等の検討	(要請) 地球温暖化防止・ヒートアイランド対策の推進
災害時に活用可能なエネルギーの検討	
②啓発活動・環境学習の充実	
体系的な環境学習システムの構築	
持続的発展可能なまちづくり・人づくりのための啓発・学習の推進	
(2) 資源循環型システムの構築	
①区民・事業者・区の協働による3Rの推進	
自主的なごみ減量やリサイクル活動の支援	
多様な広報活動の推進	
②さらなるごみの減量化と資源の有効利用の推進	
「発生抑制」「排出抑制」の推進	
生ごみ対策、紙類の資源化	【101】ごみの減量化と資源の有効利用
資源回収拠点の拡大	
金属資源回収システムの構築	
地域特性を生かしたきめ細やかなごみ収集	(要請) 廃棄物処理対策の強化
家庭ごみ有料化の検討	
事業者の実態把握と排出指導の徹底	
③安全で安心なごみの適正処理の推進	
資源回収とごみ収集の一体的運営の検討	
有害廃棄物・適正処理困難物の適正処理の推進	
災害廃棄物の処理体制の構築	
(3) 良好的な生活環境の保全	
①公害の防止・抑制	
都市・生活型公害の相談対応や情報提供	
産業型公害の監視・規制・指導の推進	
②区を取り巻く環境の把握と保全の取組み	
大気、水質、騒音、振動等の状況把握や情報提供	再掲 003 たばこ対策総合支援事業
土壤汚染のリスク管理	
③喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出	
喫煙者と非喫煙者の共存	(要請) 受動喫煙対策の推進
④廃棄物の堆積による管理不全な居住家屋及び敷地への対応	
廃棄物の堆積による管理不全な居住家屋及び敷地への対応	

3-8 自然との共生

■北区基本構想

自然は、私たちの快適な生活環境や生態系にとって、かけがえのないものです。区は、区民とともに、多様な生物のすむ自然環境を保全、創出し、自然と共生する、いのちあふれる快適環境を創造します。

■基本方針

(1) 自然環境の保全・創出

みどりの多いまちの形成に向けて、区民がみどりの価値や自然環境について学ぶ環境学習の充実を図るとともに、講座修了生の活躍の場の形成に向けた取組みを推進します。

(2) 環境緑化の推進

公共施設及び民間施設の適切な緑化基準の検討を行うとともに、民有地の緑化に関する助成制度、みどりの協定、美化ボランティアといった、区民単位の活動に対して支援を行います。

■区民とともに

区民（NPO・事業者等を含む）への期待

- ・みどりや多様な生物と親しむ機会を持つ。
- ・自然環境についての関心、理解を深める。
- ・みどりの保全活動に参加する。
- ・美化ボランティアへの参加等、地域の緑化推進を図る。
- ・民有地における緑化の維持推進を図る。

区（行政）の役割

- ・自然環境の保全、生物多様性についての啓発を行う。
- ・環境学習講座の充実、周知を図る。
- ・地域で活躍する人材の育成を行う。
- ・地域コミュニティと協働して、地域の緑化推進を図る。
- ・緑化に関する助成制度の普及、適正な運用に努める。

■現状と課題

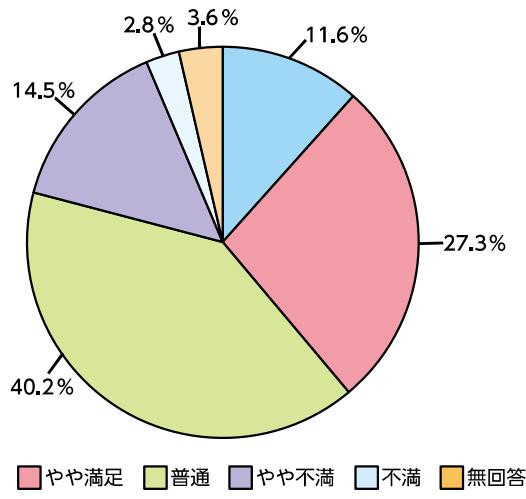
○野生生物の生息・生育環境を確保するため、生物多様性に配慮した自然環境の保全、外来種についての情報、駆除の必要性について情報発信を進める必要があります。また、外来種に関する情報発信については、区民の不安をあおらないようにする必要があります。

○自然環境について区民の理解と関心を深めるために、幼少期から大人までの継続的な環境学習の機会と学習内容の充実を図る必要があります。また現状では、学習の成果を実際に発揮できる活躍の場がそれほど多くありません。

○生物多様性保全のほか防災や気候変動適応の観点からも、市街地の緑化推進が重要であり、そのためには緑化に関する基準や助成制度の見直し等が必要です。

○地域の緑化に意欲のある区民、町会・自治会等地域コミュニティや事業所を継続的に支援するしくみが必要です。

区全体の緑や自然環境の豊かさ



出典：緑に関する意識意向調査

■施策の方向

(1) 自然環境の保全・創出

①自然環境の保全・創出

- ❖ 生物多様性の観点から樹林や河川敷草地、自然を生かした公園等における自然環境の保全を行い、身近にみどりと触れあうことのできる環境を創出します。
- ❖ 家屋被害をもたらす外来種の情報発信をはじめ、生態系への影響等、外来種に起因する問題等に関する区民の理解醸成を図ります。

②自然観察や環境学習の充実

- ❖ 区民自ら環境について考え方行動できるようになることを目的に、環境に関するふれあい・啓発事業、学習の機会拡大や内容充実に取り組みます。
- ❖ 小・中学校において自然観察や体験活動を取り入れ、環境学習の充実を図ります。
- ❖ 区民や学校、事業者等と協働し、環境学習の場となる自然環境の適切な維持管理を行います。

(2) 環境緑化の推進

①まちなかの緑化

- ❖ 区民の生活に豊かさやうるおいを与えるとともに、オープンスペースの確保等による都市防災への寄与、二酸化炭素吸収等による地球環境への寄与等、みどりの持つ多様な機能に着目して、快適かつ安全・安心で自然豊かな都市環境を創造します。

- ❖ 公共施設や民間施設の緑化基準を適切に見直すとともに、建物の緑化や生垣、保護樹木等に関する助成制度の拡充により、民有地における緑化をさらに推進します。

②地域緑化のしくみづくり

- ❖ 地域で花やみどりを育てることを通じていきいきとした地域コミュニティが形成され、区民一人ひとりが身边にみどりに親しみ、自主的な緑化活動を継続して行うことができるよう支援します。

■施策の達成を図る目標設定

施策に対する指標	現 状 (元年度)	中 間 (6 年度)	最 終 (11 年度)
緑被率	18.43%	19.00%	20.00%

出典：平成 30 年度北区緑の実態調査報告書



区民植木市（飛鳥山公園）

■計画事業

☆【102】持続可能な社会に向けた環境学習

自治体における「持続可能な開発目標 SDGs」の達成に向け、「環境」に関する取組みとして、自然・みどりの分野では北区環境大学、地球温暖化対策の分野では省エネ道場など、あらゆる世代に向けた生涯学習としての環境学習事業を実施する。特に子どもたちに対しては、森林整備体験事業など、多様な学習の場を提供する。

また、一定の講座を修了した区民を環境リーダーに認定し、身につけた知識等を地域に還元するしくみを構築し、「持続可能な社会の担い手育成」を図る。

所管部：生活環境部

全体計画A (11年度目標)	現況B (元年度末見込)	必要事業量 A-B=C	前 期 (2~6年度)	後 期 (7~11年度)
推 進	推 進	推 進	拡 充	推 進
(内訳) 子ども環境学習事業	推 進	推 進	拡 充	推 進
子ども環境大学 9,150人	2,400人	6,750人	3,250人	3,500人
ジュニア環境リーダー 養成講座 200人	検 討	200人	100人	100人
省エネ道場 3,000人	700人	2,300人	1,100人	1,200人
森林整備体験事業	—	推 進	拡 充	推 進
環境リーダー認定者数 300人	検 討	300人	150人	150人
	事業費(百万円)	90	48	42

■施策体系図：自然との共生

基本施策		計画事業	
単位施策	施策の方向		
(1) 自然環境の保全・創出		<p>【102】持続可能な社会に向けた環境学習 (要請) 緑化対策の推進</p>	
①自然環境の保全・創出			
生物多様性の保全			
外来種に関する情報発信			
身近にみどりとふれあう場の創出			
野生生物の生息場所づくり			
②自然観察や環境学習の充実			
自然環境を学ぶ場や機会の充実			
小・中学校における環境教育の充実			
野生生物情報の周知			
自然環境調査の推進			
(2) 環境緑化の推進		<p>①まちなかの緑化 公共施設や民間施設の緑化の推進 助成制度による民有地の緑化の推進</p> <p>②地域緑化のしくみづくり 地域緑化のしくみづくり 重点的な地域緑化の推進</p>	
①まちなかの緑化			
公共施設や民間施設の緑化の推進			
助成制度による民有地の緑化の推進			
②地域緑化のしくみづくり			

